

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備えた広報について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え様々な対策を進めているところであり、この度、①＜新型コロナの検査キットや解熱鎮痛薬等の常備や感染予防対策の広報用チラシ＞及び②＜ワクチンの接種間隔短縮について掲載した「ワクチンニュース No18」＞を作成いたしました。

つきましては、これらについて周知を図るため、各自治会・町内会の掲示板へのチラシの掲出にご協力くださいますようお願いいたします。

チラシは両面印刷となっておりますが、掲出にあたりましてはそれぞれ下記の面を表にして掲出をお願いします。

①



②



担当

①について

健康福祉局健康安全部健康安全課
曽我・嶋野

電話 045 - 6 7 1 - 2 4 4 5

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-kansenkyouka@city.yokohama.jp

②について

健康福祉局健康安全部健康安全課

ワクチン接種調整等担当 鳥丸・鈴木

電話 045 - 6 7 1 - 4 8 4 1

ファクス 045 - 6 6 4 - 7 2 9 6

kf-vaccine@city.yokohama.jp

抗原検査キットについて

購入するときは、外箱の表示を確認してください。

医療用医薬品について

外箱に「**体外診断用医薬品**」の表示があります。

購入できる薬局はこちら



一般用医薬品について

外箱に「**第1類医薬品**」の表示があります。

インターネット等で購入可能です。
製品情報などについてはこちら



熱があるとき、どうしたらいいの？

次のいずれかに当てはまるものがありますか？

- (1) 65歳以上
- (2) 妊婦
- (3) 小学生以下のお子さま
- (4) 基礎疾患等の重症化リスク(※)がある方

※重症化リスクについては
特設サイトをご覧ください

熱がある..
コロナかも..



ない

ある

検査キットで自己検査

陰性だったら

自宅等で療養

受診を希望される場合には、
電話診療・オンライン診療の
活用や、かかりつけ医の受診
もご検討ください。

常備があれば
すぐできる！

医療機関を受診

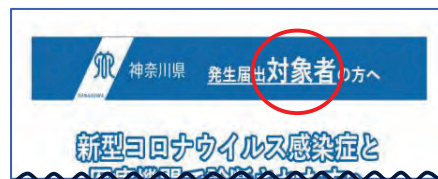
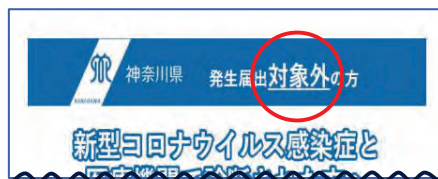
事前に
連絡！

医療機関検索



陽性だったら

医療機関でどちらのチラシをもらいましたか？



神奈川県・横浜市から
連絡があります

「陽性者登録窓口」に登録をお願いします

登録は
こちら



・症状が悪化した場合の相談先(「コロナ119」)の
電話番号をお知らせします。



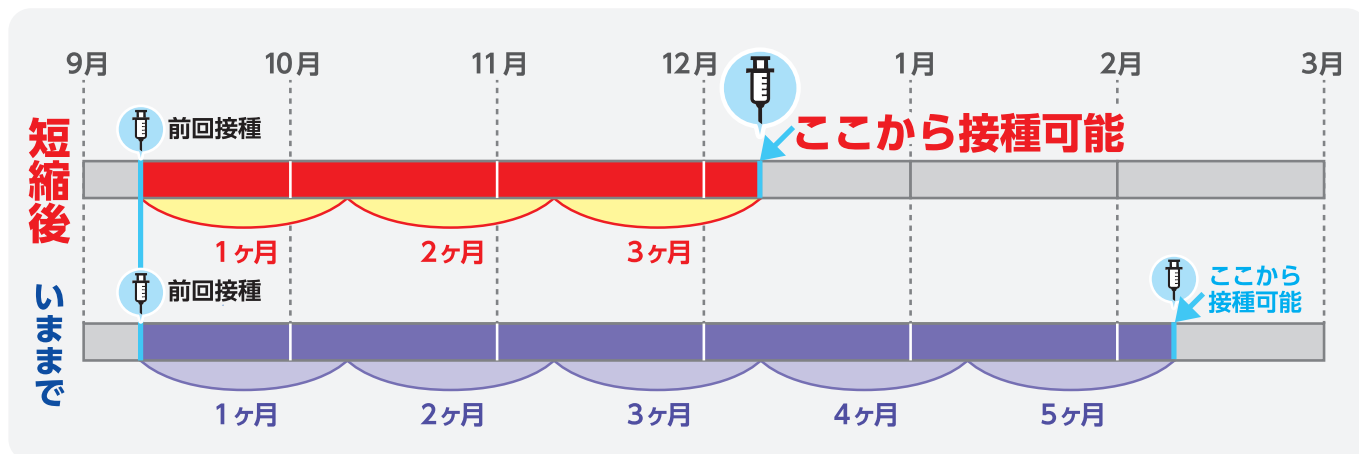
ワクチンNEWS No.18

*令和4年10月26日時点の情報に基づき作成しています。国の方針等に変更があった場合、内容が変更となる可能性があります。

オミクロン株対応ワクチン 接種間隔が 5か月⇒3か月に短縮されました

例えば

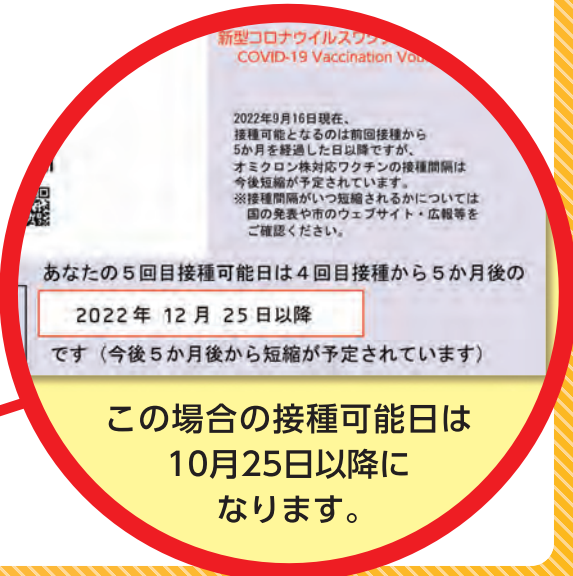
9月中に前回接種を終えた方は、
年内の接種が可能です。



！ オミクロン株対応ワクチンは、一人1回の接種となります。

お手元の接種券で、
すぐに予約ができます。

- すでに接種券が届いている方は、そのままご使用できます。
- 「5か月後」の日付が書かれていても、その日付の2か月前から接種できます。





オミクロン株対応ワクチンとは

【接種の対象者】

従来ワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方

【効果】

従来ワクチンと比較して、オミクロン株に対する重症化予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、**感染予防効果や発症予防効果がそれぞれ強いことが期待されています。**

【副反応】

注射した部分の痛み、頭痛、疲労、発熱等がありますが、現時点で重大な懸念は認められないとされています。

*厚生労働省 新型コロナワクチン Q&A 参照

今後の変異株に対して有効である可能性がより高いことも期待されています。



お早めの接種予約が
おすすめです

接種間隔の短縮により、年内に接種の予約集中が予想されます。今後の流行拡大やインフルエンザとの同時流行に備えるためにも、早めの接種予約をご検討ください。



■ 予約方法

市が予約を受け付ける
接種場所

●市予約専用サイト



●市公式LINE



●予約代行

郵便局(令和5年1月31日まで)・各区役所(ワクチン相談員)で実施

●予約センター電話(毎日9時~19時)
0120-045-112

●FAX(耳の不自由な方専用)
045-550-4226

直接予約を受け付ける医療機関

医療機関により予約方法は異なります。

お問合せは **横浜市 新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター**

☎ 0120-045-070



050-3588-7191
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

受付時間 毎日9時~19時(電話のおかけ間違いにご注意ください) 対応言語 English、中文、한국어、Tiếng Việt、नेपाली、Português、Español、日本語

※こちらの電話、FAX番号はお問合せ専用です。予約はできませんのでご注意ください。

または 横浜市ウェブサイト 新型コロナウイルスワクチンについて(特設ページ)

横浜市 ワクチン接種



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について（情報提供）

1 給付金の概要

(1) 趣 旨	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付金を支給します。
(2) 対象者	①住民税非課税世帯（基準日：令和4年9月30日） ②家計急変世帯
(3) 支給額	1世帯あたり5万円
(4) 申請受付期間	令和4年11月15日から令和5年1月31日まで（必着）

2 申請手続

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、横浜市からご案内をお送りします。（封筒見本別添）

世帯の状況により、申請方法は異なります。

申請関係書類	申請方法	該当する主な世帯
A「支給のお知らせ」 (11/14から発送)	申請手続き不要 （「お知らせ」記載の口座に12月中旬頃に振込）	臨時特別給付金（10万円）を 世帯主の口座で本市から受給済み
B「確認書（申請書）」 (11/15から発送)	必要事項を記入、添付書類とともに返信用封筒で 返送	臨時特別給付金を 世帯主の口座以外 で受給済み
C「申請書」 (11/15から配架等)	申請書を入手し、必要事項を記入、添付書類とともに 郵送 で提出	臨時特別給付金を未受給で、令和4年1月2日以降に 市外転入者がいる

② 家計急変世帯

申請書の提出が必要です。「申請書」を各区の申請サポート窓口や市ウェブサイトを通じて入手し、必要事項を記入の上、添付書類とともに**郵送**で提出してください。

3 お問合せ先

(1) 横浜市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

【9時から19時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

電話：0120-045-320、FAX：0120-303-464（耳の不自由な方のお問合せ用）

(2) 申請サポート窓口（各区役所にて申請書の記入などをサポート）

【9時から17時まで。土日祝、12月29日から1月3日を除く。】

※ 広報よこはま11月号に申請方法等を掲載しています。

※ 横浜市民生委員児童委員協議会11月理事会にて、同じ内容を情報提供させていただいています。

担当：健康福祉局総務課臨時特別給付金担当
吉田、高橋
電話番号：671-4754
FAX 番号：664-4739

【横浜市からの案内封筒】

令和4年11月発送



電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金(5万円/1世帯)のご案内

支給対象と申請の手続き

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

①非課税世帯

令和4年9月30日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和4年度※

「住民税均等割が非課税」の世帯

※令和3年1月1日から令和3年12月31日の
間に得た収入が対象

②家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民登録
があって、予期せず家計が急変
したことで収入が減少し、世帯
全員が**「住民税非課税相当」**の
収入となった世帯

下記3パターンに分かれます

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

B 「確認書」が届く世帯

C 「申請書」の提出が必要な世帯

詳しくは裏面 ① へ

申請が必要です

横浜市ウェブページからダウンロード、
または区役所で書類を受け取り、
申請書を、添付書類と一緒に、郵送で
提出してください。

詳しくは裏面 ② へ

給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

申請期限(必着)

令和5年1月31日(火)

横浜市 緊急支援 給付金

検索



特設ページ

※①と②の場合であっても、世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていないことが支給の条件です。

給付金の申請手続き

① 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

A 「支給のお知らせ」が届く世帯

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**10月19日**までに、**世帯主口座**で受給した世帯です。
- 記載内容に変更がない場合、**返信は不要**です。お知らせ記載の日に振込みます。

B 「確認書」が届く世帯

- ①住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、**世帯主口座以外**で受給した世帯、
②住民税非課税世帯等臨時特別給付金を、10月20日以降に**世帯主口座**で受給した世帯、
③世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から横浜市にお住まいの世帯です。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返信**してください。

C 「申請書」の提出が必要な世帯

- 世帯の中に令和4年1月2日以降に市外から転入した方がいる世帯です。
- 横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書を、添付書類と一緒に、**郵送**で提出してください。

② 家計急変世帯 (予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯)

- ①以外の世帯で、**令和4年1月～12月**の間に予期せず家計が急変した世帯に対する給付金です。
- 申請書類等は、横浜市ウェブページからダウンロード、または区役所で書類を受け取り、申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

お問合せ

横浜市
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金
コールセンター

0120-045-320

受付時間:9:00～19:00 ※土日祝、12/29～1/3を除く
※受付日時は変更することがあります。

FAX番号:0120-303-464
(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間:月～金曜日 :9:00～17:00

※受付日時は変更することがあります。



民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に伴う推薦結果について

民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選にあたりましては、候補者推薦のための地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会の開催に御協力いただき、誠にありがとうございました。

御推薦いただいた候補者につきまして、10 月 26 日の横浜市民生委員推薦会、11 月 1 日の横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会における審査を経た結果、全ての候補者について適任であると認められましたので、横浜市長より厚生労働大臣へ推薦し、12 月 1 日付にて委嘱される予定です。

各区の推薦結果については、別紙のとおりです。

〈別紙〉

- ・ 令和 4 年一斉改選 民生委員・児童委員推薦結果
- ・ 令和 4 年一斉改選 主任児童委員推薦結果

担当：健康福祉局地域支援課
柿沼、中澤

電話：671-4046

FAX：664-3622

Email：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

令和4年一斉改選 民生委員・児童委員推薦状況

(任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日)

区名	現定数 (A)	増員 (B)	減員 (C)	新定数 (D)= (A)+(B)-(C)	推薦数												充足率 (E)/(D)	欠員数 (F)= (D)-(E)
					再任			新任			元職			計(E)				
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
鶴見区	303	2		305	62	157	219	18	57	75	-	-	-	80	214	294	96.4%	11
神奈川区	281	1		282	37	169	206	9	34	43	-	1	1	46	204	250	88.7%	32
西区	123			123	24	63	87	2	17	19	-	1	1	26	81	107	87.0%	16
中区	165			165	28	103	131	3	17	20	-	-	-	31	120	151	91.5%	14
南区	249			249	52	120	172	9	46	55	-	1	1	61	167	228	91.6%	21
港南区	261			261	29	149	178	12	48	60	-	1	1	41	198	239	91.6%	22
保土ヶ谷区	254	1		255	28	127	155	16	57	73	-	-	-	44	184	228	89.4%	27
旭区	293			293	31	152	183	17	55	72	1	2	3	49	209	258	88.1%	35
磯子区	214			214	36	106	142	7	39	46	1	1	2	44	146	190	88.8%	24
金沢区	247	1		248	30	126	156	8	44	52	-	-	-	38	170	208	83.9%	40
港北区	374	2		376	58	202	260	24	63	87	-	2	2	82	267	349	92.8%	27
緑区	203	1		204	27	114	141	12	36	48	-	3	3	39	153	192	94.1%	12
青葉区	297			297	33	173	206	12	57	69	-	2	2	45	232	277	93.3%	20
都筑区	166			166	28	77	105	18	29	47	-	1	1	46	107	153	92.2%	13
戸塚区	300	3		303	55	156	211	18	60	78	-	-	-	73	216	289	95.4%	14
栄区	149			149	24	65	89	14	30	44	1	2	3	39	97	136	91.3%	13
泉区	167	2	1	168	39	66	105	13	34	47	1	1	2	53	101	154	91.7%	14
瀬谷区	145	3	1	147	28	68	96	6	26	32	1	1	2	35	95	130	88.4%	17
計	4,191	16	2	4,205	649	2,193	2,842	218	749	967	5	19	24	872	2,961	3,833	91.2%	372
					74.1%			25.2%			0.6%			22.7%	77.3%			

(参考)

令和元年度 一斉改選 充足率
97.4%
93.3%
91.8%
89.7%
91.3%
91.6%
88.6%
88.1%
90.6%
89.5%
94.9%
95.1%
93.0%
93.3%
95.3%
95.3%
89.8%
93.1%
92.4%

令和4年一斉改選 主任児童委員推薦状況

(任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日)

(参考)

区 名	現定数 (A)	増 員 (B)	減 員 (C)	新定数 (D)= (A)+(B)-(C)	推 薦 数												充足率 (E)/(D)	未提出 (F)= (D)-(E)
					再 任			新 任			元 職			計 (E)				
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
鶴 見 区	34			34	7	19	26	-	7	7	-	-	-	7	26	33	97.1%	1
神 奈 川 区	36			36	1	25	26	-	7	7	-	-	-	1	32	33	91.7%	3
西 区	12			12	-	7	7	1	4	5	-	-	-	1	11	12	100.0%	-
中 区	26			26	2	11	13	-	7	7	-	-	-	2	18	20	76.9%	6
南 区	33			33	-	24	24	1	6	7	-	1	1	1	31	32	97.0%	1
港 南 区	30			30	1	19	20	-	8	8	-	-	-	1	27	28	93.3%	2
保土ヶ谷区	46			46	1	28	29	-	11	11	-	1	1	1	40	41	89.1%	5
旭 区	40			40	1	20	21	1	9	10	-	-	-	2	29	31	77.5%	9
磯 子 区	20			20	2	11	13	-	4	4	-	-	-	2	15	17	85.0%	3
金 沢 区	33		1	32	-	23	23	-	7	7	-	-	-	-	30	30	93.8%	2
港 北 区	44	2		46	1	36	37	-	8	8	-	1	1	1	45	46	100.0%	-
緑 区	23			23	-	16	16	-	6	6	-	-	-	-	22	22	95.7%	1
青 葉 区	32			32	-	20	20	-	9	9	-	-	-	-	29	29	90.6%	3
都 筑 区	20			20	3	10	13	-	4	4	-	-	-	3	14	17	85.0%	3
戸 塚 区	38			38	-	26	26	-	9	9	-	-	-	-	35	35	92.1%	3
栄 区	14			14	-	7	7	-	7	7	-	-	-	-	14	14	100.0%	-
泉 区	24			24	1	16	17	-	4	4	-	-	-	1	20	21	87.5%	3
瀬 谷 区	24			24	-	14	14	-	9	9	-	-	-	-	23	23	95.8%	1
計	529	2	1	530	20	332	352	3	126	129	-	3	3	23	461	484	91.3%	46
					72.7%			26.7%			0.6%			4.8%	95.2%			

令和元年度 一斉改選 充足率
100.0%
91.7%
100.0%
80.8%
97.0%
100.0%
89.1%
92.5%
85.0%
81.8%
100.0%
100.0%
93.8%
95.0%
92.1%
92.9%
95.8%
91.7%
93.2%

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」の実施について（依頼）

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和 2 年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3 年に 1 度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況や考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

1 対象者

単位自治会町内会長（2,849 名）

2 アンケート内容

別紙アンケート調査票の通り

3 アンケート回答方法

- ・横浜市電子申請・届出システム（調査票記載の二次元バーコードよりアクセス）
- ・同封の返信用封筒による調査票の郵送（返信先：市民局地域活動推進課）

4 回答期限

令和 5 年 1 月 4 日（水）

5 スケジュール

令和 4 年 11 月 11 日	市連会	アンケートを依頼
11 月 16 日～	各区区連会	アンケートを依頼
令和 5 年 1 月 4 日	回答期限	電子申請にて回答
		※郵送にて回答も可（返信用封筒を御活用ください）
1 月～3 月	集計・報告	

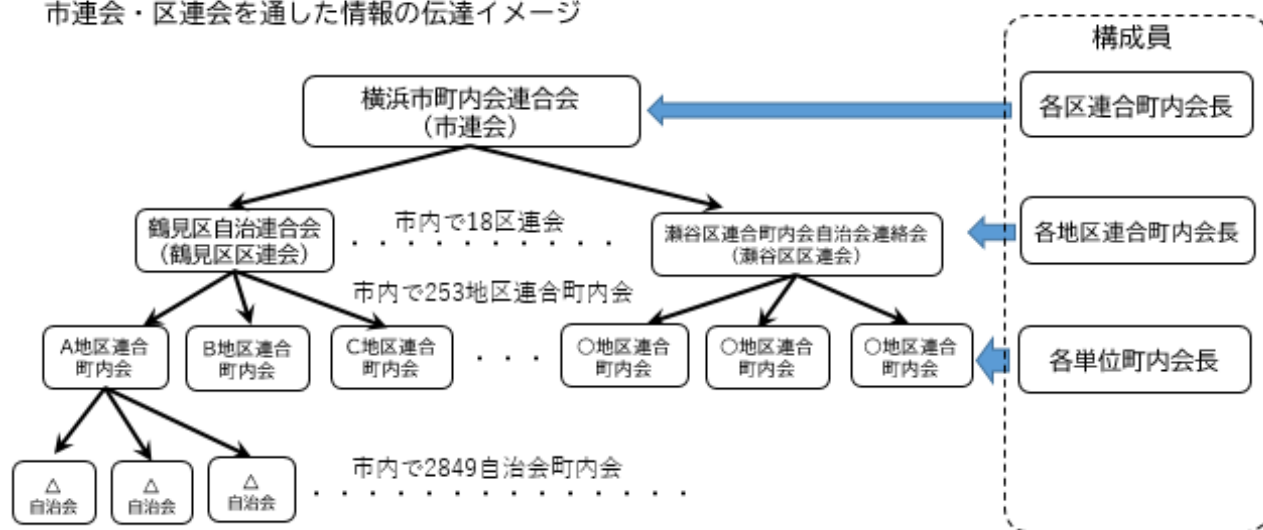
6 添付資料

- (1) 市連会区連会を通じた情報の伝達イメージ及び
令和 2 年度アンケート結果を踏まえた見直し等(参考)
- (2) アンケート調査票

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉
担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口
電話 045-671-2317
電子メール sh-chiikikatsudo@city.yakohama.jp
〈民生委員・児童委員について〉
担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤
電話 045-671-4046
電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

【参考】

市連会・区連会を通じた情報の伝達イメージ



【参考】令和2年度自治会町内会アンケート結果を踏まえた見直し

- ・自治会町内会新しい活動スタイル応援事業（自治会町内会のDX支援）の実施
- ・自治会町内会館整備費補助制度の「耐震補強工事」補助を追加
- ・自治会町内会の加入促進動画の作成
- ・地域防犯カメラ補助制度における県への補助金交付に向けた働きかけ

【参考】民生委員・児童委員について

○推薦事務見直し経過

- ・地区推薦準備会、区推薦会、市推薦会の開催から、地域における候補者の選出期間の確保を目的に、区推薦会を廃止（H22.12改選）
- ・地区推薦準備会推薦人の選出区分見直し・人数削減（H22.12改選）
- ・推薦準備会会議録の様式の簡素化（R元.12改選）

○候補者の年齢要件の見直し経過

- ・平成19年12月の一斉改選の結果等を踏まえ、平成20年12月から「概ね」という表現を用いて、年齢制限を緩やかにする要件緩和を実施
- ・その後、地域から「概ね」の範囲が曖昧なので削除してほしいとの意見が多く出されたことから、年齢要件を明確にするために、平成24年12月に「概ね」を削除

委嘱年月日	H17.12.1	H18.7.1 ～H20.7.1	H20.12.1 ～H24.12.1	H25.7.1以降
新任	原則 64歳まで 特例 65歳まで	原則 64歳まで 特例 <u>68歳</u> まで	原則 68歳まで 特例 <u>概ね 74歳</u> まで	原則 68歳まで 特例 74歳まで
再任/元職	74歳まで	74歳まで	<u>概ね 74歳</u> まで	74歳まで

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」調査票

自治会町内会の皆様方におかれましては、日頃から市政・区政の推進に御協力いただきありがとうございます。

昨今、コロナ禍での自治会町内会活動は、感染対策を講じたうえでの実施や、やむなく中止とするなど大変苦慮されていることと思われます。そのような状況であっても、自治会町内会の皆様の知恵と工夫により、活動を継続していただき、深く感謝いたします。

自治会町内会がコロナ禍等を契機に、活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としても、それに対応した方向性を検討するためには、自治会町内会の状況把握や地域のニーズに寄り添うことが重要と考えています。

そこで、令和2年度に実施しました「自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」で、「行政からの依頼事項」に対し、61.1%の方が「負担だと感じるものがある」と回答いただいた中で、特に割合の多かった「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」について、自治会町内会長の皆様のお声をお聞かせください。

また、「委嘱委員の推薦」のうち、民生委員・児童委員につきましては、3年に1度の一斉改選に伴い、今夏、皆様に候補者の選出に多大な御協力をいただきました。本アンケートの後段では、民生委員・児童委員の推薦事務等の実施状況やお考えを伺い、今後の改善等を検討していきます。

お忙しい中、恐れ入りますが御協力よろしくお願いいたします。

アンケートの御回答にあたってのお願い

- 「複数回答可」等と記載があるもの以外は、あてはまるもの1つに○をつけてください。
- こちらのアンケートは、自治会町内会長の皆様に御回答をお願いしておりますが、回答に当たっては、適宜、自治会町内会の役員の皆様にも御相談いただき、御回答いただいても構いません。
- 集計結果につきましては、各自治会町内会へ御報告させていただきます。

★スマートフォン等をお持ちの方は、是非「横浜市電子申請・届出システム」で御回答ください。右の二次元バーコードでリンクしますので、積極的な御活用をお願いいたします。なお、紙で御提出いただく際は、添付の返信用封筒を御使用ください。

二次元
バーコード

調査主体：横浜市役所 市民局 地域活動推進課(電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734)
健康福祉局 地域支援課(電話 045-671-4046/FAX 045-664-3622)

お住いの区

区

1 自治会町内会(以下、自治会)及び会長の情報について教えてください。

(1) 自治会の加入世帯数

- ①～100 世帯 ②101～300 世帯 ③301～500 世帯 ④501～1000 世帯
⑤1001 世帯以上

(2) 会長の在職年数

- ① 1 年以下 ② 2～3 年 ③ 4～5 年 ④ 6～10 年 ⑤ 11～20 年 ⑥ 21～30 年 ⑦ 31 年以上

(3) 会長の御職業

- ①会社員・公務員 ②自営業 ③パートタイム・アルバイト ④無職

(4) 会長の年齢

- ①20 代以下 ②30 代 ③40 代 ④50 代 ⑤60 代 ⑥70 代 ⑦80 代 ⑧90 代以上

2 横浜市からの情報周知等について教えてください。

- (1) 横浜市から情報を皆様にお伝えをする際に、区連合町内会（以下、区連会）を通して、お伝えすることが多いですが、今後、区連会を通した横浜市からの情報周知等において、以下の種別の情報をどのような方法でお伝えすることが適切だと考えますか。

下の表の①～⑧の情報の種別について、それぞれA～C欄のいずれか1つに○をしてください。

情報の種別	A 資料＋説明が 適切	B 資料提供の みが適切	C 区連会の議題に なじまない
①生命・財産に関するもの (防災関係、コロナ関連情報等)			
②日常生活に密接に関わるもの (年末のごみ収集日程等)			
③市政・区政、施策の周知を目的とするもの (市の計画案内、市民意見募集等)			
④自治会町内会活動に関連するもの (補助事業の案内、先進的な活動事例等)			
⑤報告案件（年間のごみ収集量の報告などの 事業・計画の事後報告等）			
⑥行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼（ <u>市全体</u> が範囲のもの）			
⑦行事等の告知のための回覧・掲示等による 周知依頼（ <u>区</u> が範囲のもの）			
⑧地域の火災（消防）、犯罪発生状況（警察）			

- (2) 区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ（ワード、PDF 等）で活用していますか。

- (3) 今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

- (4) 区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

3 自治会町内会のデジタル化の状況について教えてください。

(2) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

選んだ理由としてあてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②委嘱委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦委嘱委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、候補者の年齢要件により推薦できなかった
- ⑨その他 ()

(3) (1) で「①難しい」「②やや難しい」と回答した方に伺います。

候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①委嘱委員の業務内容説明資料の配付 ②自治会向け説明会
- ③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
- ④地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境
- ⑤委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減
- ⑥特になし
- ⑦その他 ()

(4) その他、候補者探しが最も困難とお感じになった委嘱委員や日頃から感じていることなどを御自由に御記入ください。

《このページからは、民生委員・児童委員の推薦事務改善に向けたアンケートになります》

令和４年一斉改選における民生委員・児童委員（以下、民生委員）候補者の推薦に御尽力いただきありがとうございました。御回答いただいた内容は、今後の推薦事務等改善の具体策を検討するための基本資料といたします。御協力を賜りますようお願いいたします。

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について教えてください。

(1) 推薦状況について、あてはまるものに○をつけてください。

①全員推薦できた→6(2)へ ②一部推薦できた→6(3)へ ③推薦できなかった→6(3)へ

(2) (1) で「①全員推薦できた」と回答した方に伺います。

スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫された点や事例がありましたら、教えてください。

--	--

(3)「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦勞が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①行事がないことなどにより、地域の人材の情報がなく、候補者を探すことが難しかった
- ②民生委員の活動内容を、候補者にわかりやすく説明することが難しかった
- ③候補者選出までの期間が短かった
- ④地域で民生委員の役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった
- ⑤活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった
- ⑥民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑦民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった
- ⑧引き受けてもよいという人はいたが、民生委員の年齢要件（74歳以下）により推薦できなかった
- ⑨市から支給される活動費や民生委員としての会費負担について理解を得ることが難しかった
- ⑩特に苦労した点はなかった ⑪その他（

(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①日頃の地域活動で顔見知りの方に、直接声掛けをした
- ②自治会役員から、候補者の紹介があった
- ③現民生委員・近隣の民生委員・地区民児協会長から、候補者の紹介があった
- ④地域ケアプラザや区社会福祉協議会に相談した
- ⑤新任の候補者はいない ⑥その他（ ）

(5) 横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①区役所からの説明資料等の配布物 ②自治会向け説明会
③広報（広報よこはま、市（区）ウェブサイト等）
④区役所職員による個別相談および支援 ⑤特になかった
⑥その他（ ）

7 今後の推薦に向けたお考えについて教えてください。

(1) 候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで○をつけてください。(3つまで回答)

- ①横浜市が依頼している民生委員の業務を減らす
- ②社会福祉協議会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ③自治会が依頼している民生委員の業務を減らす
- ④民生委員の活動をサポートする仕組みを地域の中で強化する
- ⑤民生委員としての会費負担を減らす
- ⑥民生委員の活動に対する支援（費用面、物品等の支援、研修等）を強化する
- ⑦民生委員の制度や活動について地域への広報を強化する
- ⑧60歳代以下の世代が参加しやすい活動環境（活動時間の見直し・オンライン参加等）を整備する
- ⑨候補者の年齢要件（74歳以下）を緩和する
- ⑩区社会福祉協議会、地域ケアプラザからの情報提供等候補者探しのサポートを強化する
- ⑪自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦を選択できるようにする
- ⑫その他（ ）

(2) 横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74 歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの 1 つに○をつけてください。

- ①現状のままでよい ②年齢要件を緩和した方がよい
③「原則」74歳以下とし、例外を設けた方が良い ④年齢要件を撤廃した方がよい
⑤その他（ ）

(3) 推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

- ①推薦準備会の開催方法について対面以外（書面決議、リモート会議など）も認めてほしい
- ②推薦準備会の推薦人数（５～１０人）を削減してほしい
- ③提出書類（履歴書・推薦準備会会議録等）を簡略化してほしい
- ④再任者の場合の手続を簡素化してほしい
- ⑤自治会以外の組織（マンション管理組合等）からの推薦も認めてほしい
- ⑥特に見直しは必要ない
- ⑦その他（ ）

(4) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

令和4年11月21日

地区連合自治会町内会、自治会町内会 会長 様

横浜市都筑区長 佐藤 友也

第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のスポーツ振興に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、各地域で御活躍いただいております第33期スポーツ推進委員の任期が、令和5年3月末日をもって満了となります。2年間にわたる委員の方々の御尽力に対しまして、深く感謝申し上げます。

つきましては、御多忙のところ恐縮に存じますが、第34期横浜市スポーツ推進委員（任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）候補者を、次のとおり御推薦いただきますようお願い申し上げます。

- 1 提出書類
横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
- 2 提出期限
令和5年2月24日（金）
- 3 提出先
都筑区地域振興課区民活動係
- 4 送付書類
 - (1) 第34期横浜市スポーツ推進委員候補者の推薦について
 - (2) 横浜市スポーツ推進委員の職務概要
 - (3) 横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）
 - (4) 【参考】第34期 都筑区スポーツ推進委員定員数一覧表

担当：都筑区地域振興課区民活動係
深澤・間野
電話 045-948-2235

第 34 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

1 趣旨

横浜市のスポーツ振興のため、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、スポーツ推進委員を委嘱しておりますが、現在委嘱しているスポーツ推進委員の方々は、令和 5 年 3 月 31 日をもちまして任期満了となります。

そこで、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に推薦を依頼します。

2 任期（委嘱期間）

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

3 職務（横浜市スポーツ推進委員規則 第 2 条 抜粋）

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係わる連絡調整及び協力を行うこと。
- (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
- (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。

4 推薦方法及び人員

自治会町内会または地区連合町内会で協議の上、原則として自治会町内会から 1 名を推薦してください。

ただし、地域の実情に応じて、柔軟に対応することができるものとします。

（人数調整が必要な場合は、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。）

5 推薦基準

次の要件を満たす方を推薦してください。

※推薦にあたり、若い世代や女性の推薦について積極的にお願いします。

- (1) 18 歳以上の横浜市在住の方
- (2) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方
- (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方
- (4) 地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方
- (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方

6 依頼時期

11月下旬から12月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

7 提出書類

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書（第1号様式）

8 推薦報告書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和5年2月24日（金）
- (2) 提出先 各区地域振興課スポーツ推進委員担当

9 委嘱式

新型コロナウイルス感染症の情勢を考慮しながら、開催の可否を検討します。

10 配布資料

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

市民局スポーツ振興課 担当：にわ丹羽、

はぜもと
栢元

電話：671-3287

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1 役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2 スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

- (1) 地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施
- (2) すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興
- (3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- (4) 文化・スポーツクラブへの参画
- (5) その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

- (1) 区のスポーツ事業
 - ① 区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等
 - ② スポーツ・レクリエーションに関する研修事業
 - ③ その他、区で行うスポーツ事業
- (2) 市のスポーツ事業
 - ① スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会
 - ② 地域の指導者として必要な研修事業
 - ③ 横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業
 - ④ その他、横浜市で開催される国際競技大会等

【参考】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年 6 月24日 法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 36 号

（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第2条 委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

- （1） スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。
 - （2） スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。
 - （3） スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。
-

横浜市スポーツ推進委員候補者推薦書

令和 年 月 日

都筑区長

(推薦者職氏名)

自治会・町内会名

自治会・町内会長名

(フリガナ)		
氏 名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の4月1日現在の年齢
再任・新任	年 か月	歳
住 所		電話番号
〒		(自宅)
		(携帯)
Eメール		
スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技		
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。		

※太枠は必須事項です。それ以外は各区任意で結構です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いいたします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。
☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

【参考】第34期 都筑区スポーツ推進委員定員数一覧表

第34期：令和5～7年度	
連合町内会自治会名 (町内会自治会数)	委嘱依頼数 (人)
東山田連合町内会（8）	8
山田連合町内会（3）	10
中川連合町内会（7）	13
勝田茅ヶ崎地区連合町内会（7）	8
かちだ連合自治会（4）	5
新栄早渕連合町内会（5）	5
都田連合町内会（11）	11
池辺町連合自治会（10）	10
佐江戸加賀原地区連合町内会（7）	8
川和地区連合町内会（6）	9
荏田南連合自治会（9）	9
渋沢連合自治会（5）	5
茅ヶ崎南MGCRS連合自治会（5）	5
ふれあいの丘連合自治会（6）	6
柚木荏田南連合自治会（3）	3
未加入団体（27）	2
合計	117

【参考】第33期：令和3～5年度	
定員数 (人)	委嘱人数 (令和4年11月20日現在)
8	8
10	10
13	13
8	8
5	5
5	5
11	9
10	9
8	8
9	9
9	9
5	5
5	5
6	7
3	3
2	0
117	113

【定数の考え方】

- ① 1自治会町内会に対して、1名の推薦を原則とする。
 - ② スポーツ推進委員一人当たりの世帯数が、全地区の平均化を図るように設定する。
- ※あくまでも原則のため、被推薦者が見つからなかった場合は年度途中での推薦でも大丈夫です。

都筑福第 819 号
令和 4 年 11 月 21 日

自治会町内会会長 各位

横浜市都筑区長

横浜市保健活動推進員の推薦について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、現在委嘱している保健活動推進員の方々は、令和 5 年 3 月末日をもちまして任期満了となります。

つきましては、新たに保健活動推進員を委嘱するため、御多用のところ恐縮ですが、次により推薦くださいますようお願い申し上げます。

1 任期等

2 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）

※ただし、再任を妨げません。

2 保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付の「横浜市保健活動推進員の活動」を御覧ください。

推薦される予定の方には「各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ」をお渡しください。

3 推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- (2) 任期の 2 年間を通して活動ができる方
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
- (5) 委嘱時（令和 5 年 4 月 1 日現在）に、原則 78 歳未満の方

4 推薦依頼人数

各自治会町内会あたり 1 名を目安となっておりますが、地域の実情により必用に応じた人数の御推薦をお願いします。

5 推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員の推薦名簿」により区長あて推薦してください。

※ 名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取り扱いには十分御注意をお願いします。

6 推薦の期日、提出先および提出方法

- (1) 推薦の期日 令和5年2月24日（金）必着
- (2) 提出先 都筑区役所福祉保健課健康づくり係
- (3) 提出方法 持参（2階23番窓口）又は 返信用封筒にて郵送

7 お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講して健康や地域活動について学び、学習成果を活かして活動しますので、2年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、2年間の任期を満了できますよう、格別の配慮をお願い申し上げます。

担 当：都筑区福祉保健センター
福祉保健課健康づくり係
(都筑区保健活動推進員会事務局)

山本・赤澤・齋藤

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

電 話 948-2350

FAX 948-2354

メールアドレス tz-kenko@city.yokohama.jp

横浜市保健活動推進員の活動

【令和4年9月】

1 保健活動推進員とは

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱をします。地区単位や区単位で活動する地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。

2 保健活動推進員の活動内容

健康づくりを自ら実践するとともに、それを周囲の人に広め、地域全体で健康づくりに取り組んでいく活動を行っています。

【まずは】ご自身の健康づくりと周囲の方への働きかけをお願いしています

自分の健康づくり

①健康づくりについて基礎知識を身につける

②自分の健康状態を知る

例：研修の受講、健診・検診の受診等

③自ら正しい生活習慣を実践する

例：運動の習慣化等

周囲への働きかけ

④家族・知人に健康づくりを働きかける

例：研修内容を伝える、健診・検診への参加を呼び掛ける
地域での健康講座（学習会、講演会、体操教室）の案内等

【次に】地域のための活動をお願いしています

地域住民の健康づくり支援

⑤福祉保健センターと連携し、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを行う

例：区福祉保健センターの健康づくり事業への協力
地域の健康課題やニーズを福祉保健センターへ発信
住民への健康情報の提供、啓発活動（タバコの害、健診・検診など）

【さらに・・・】ベテラン・リーダー的な推進員になったら

地域ぐるみで健康づくりを推進する風土づくり

⑥健康づくりを定着させる仕組みをつくる

例：持続的、自律的な活動とするための組織運営、組織づくり、担い手の育成
地域の課題解決に向けた活動、様々なグループと連携した活動の展開

3 横浜市保健活動推進員会の令和4年度の活動テーマ

重点取組テーマとして掲げた「重症化予防のための特定健診・がん検診の普及啓発」に加え、「ウォーキングポイント事業への協力と推進」「禁煙・分煙・受動喫煙防止の推進」「ロコモ対策の推進」「認知症について（理解と予防）」「歯科口腔保健の推進」「感染症予防に関する普及啓発」に取り組んでいます。

4 研修・表彰式

健康に関する知識や情報を得ていただくため、区や市で研修を実施します。永年にわたって活動していただいた方への勤続表彰等の制度があります。

保健活動推進員の活動等についての説明です。

推薦を受ける予定の方、推薦を受けた方は必ずお読みください。

各自治会町内会から、保健活動推進員に推薦される予定の皆様へ



保健活動推進員とは？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦を受けて市長に委嘱され、地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康づくり施策のパートナー役として、地域において生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

任期は4月から2年間です。

どんな活動をするの？

研修などを通じて健康について学び、自分の健康づくりとともに、地域の健康づくりのための活動に、出来る範囲で取り組みます。

活動例

- ・健康づくりに関する研修会へ参加
- ・健康チェック、体力測定の実施
- ・ウォーキング、体操教室の開催
- ・タバコの害の啓発活動 など



どうやって活動するの？

地区・区単位で組織する保健活動推進員会で活動計画を立て、他の保健活動推進員と一緒に活動します。健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することもあります。区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。

(活動例：区民まつりでの健康測定、健（検）診の普及啓発など)

個人に対する報酬はありませんが、活動経費（実費）に対する補助があります。区役所が主催する育成研修を受講し、健康や地域での活動について学べます。

研修等の受講や活動の実践により、保健活動推進員自ら、健康づくりが出来ます。地域の皆さんが健康になることにより、いきいきとした活力ある地域になります。地域での活動を通じて、住民同士につながりが生まれ、支えあって暮らせる地域になります。

活動保障について

保健活動推進員の皆様が安心して活動できるようにするため、活動中や活動前後の移動途中でケガをした場合、相手にケガを負わせてしまった場合、器物を破損してしまった場合に備え、社会福祉法人全国社会福祉協議会ボランティア活動保険、横浜市市民活動保険に横浜市が加入しています。

個人情報の取扱いについて

自治会町内会から区役所に提出いただく「推薦名簿」には、委嘱及び事務連絡のために必要な最小限の個人情報を記載させていただきます。活動に必要な場合は、保健活動推進員会で、皆様のお名前と連絡先を記載した名簿を作成し、会の中で配布することもあります。

令和 年 月 日

横浜市都筑区長

推薦団体(自治会町内会名)

代表者氏名

電話番号

保健活動推進員推薦名簿

(任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日)

先に依頼のありましたこのことについて、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所（町名から）	電話番号	満年齢	新任・再任 の別
				新 再
				新 再

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。

名簿には住所などの個人情報に記載されていますので、取り扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること
- (5) 委嘱時（令和5年4月1日現在）に、原則78歳未満であること

事務局用整理番号（ ）

横浜市保健活動推進員規則

制定 昭和 28 年 4 月 25 日横浜市規則第 31 号
最近改正 平成 19 年 3 月 5 日横浜市規則第 4 号

(推進員の設置)

第 1 条 地域における市民の健康づくりを推進するため、横浜市保健活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(推進員)

第 2 条 推進員は、区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 推進員の任期は、2 年とする。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 推進員は、再任されることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、任期中であっても推進員の職を解くことができる。

(職務等)

第 4 条 推進員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 健康づくりのための知識の普及及び啓発に関すること。
 - (2) 地域における健康づくり活動の実践及び地域の健康課題への取組に関すること。
 - (3) 健康づくり施策に関し、市長に意見を述べること。
 - (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり事業への協力に関すること。
 - (5) その他地域福祉保健の推進に関し必要な事項。
- 2 推進員は、前項の職務を果たすため、福祉保健センター等が実施する研修会等に参加し、健康づくり活動に必要な知識の習得に努めるものとする。

(市推進委員会、区推進委員会及び地区推進委員会の設置)

第 5 条 健康づくり活動の効果的な推進並びに推進員相互の連絡及び調整を図るため、横浜市保健活動推進委員会（以下「市推進委員会」という。）を、各福祉保健センターの所管区域ごとに区保健活動推進委員会（以下「区推進委員会」という。）を、一定の区域ごとに地区保健活動推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）を設置し、それぞれ推進員をもって組織する。

(会長等)

第 6 条 市推進委員会、区推進委員会及び地区推進委員会（以下「推進委員会」という。）に、それぞれ会長、副会長その他の役員（以下「会長等」という。）を置く。

- 2 市推進委員会の会長等は区推進委員会の会長の、区推進委員会の会長等は地区推進委員会の会長の、地区推進委員会の会長等は推進員の、それぞれ互選とする。
- 3 会長は、当該推進委員会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の意見聴取等)

第7条 会長は、当該推進委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(経費の補助)

第8条 市は、推進委員会に対しその運営に要する経費の一部を補助することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市衛生奉仕員規則(昭和23年12月横浜市規則第66号)は、廃止する。

付 則(昭和44年9月規則第94号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第55号)

この規則は、昭和47年5月1日から施行する。

附 則(平成4年3月規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月規則第154号)

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

横浜市保健活動推進員推薦要綱

制定 平成26年12月26日 健保事第3060号（局長決裁）
最近改正 令和4年9月6日 健保事第1557号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市保健活動推進員規則第2条に基づき、任期満了に伴う新たな保健活動推進員（以下「推進員」という。）の推薦・委嘱の実施に関し必要な事項を定める。

（任期）

第2条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（推薦方法）

第3条 推進員の推薦は自治会町内会に依頼することを基本とする。

2 推進員は、自治会町内会を単位に1人を基本とする。

3 前2項について、地域の実状に応じて、自治会長・町内会長、地区保健活動推進員会会長などと協議の上、区長が定めることができるものとする。

（推薦要件）

第4条 候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者から、適任者を選出するものとする。

横浜市民で

- (1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲があること。
- (2) 任期の2年間を通して活動ができること。
- (3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができること。
- (4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できること。
- (5) 委嘱日の属する年度の4月1日を基準日とし、原則78歳未満であること。

（委嘱）

第5条 推進員は、市長が委嘱する。

2 推進員には、委嘱状（第1号様式）、保健活動推進員証（第2号様式）を交付する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年12月26日から施行する。
- 2 横浜市保健活動推進員要項（健保事第 1923 号 平成 26 年 9 月 11 日施行）は廃止する。

附則

この要綱は、平成 30 年 8 月 29 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する。

委 嘱 状

〇〇 〇〇 様

横浜市保健活動推進員を令和 年 月 日
まで委嘱します

令和 年 月 日

横浜市長

山中 竹春



(表面)



横浜市保健活動推進員証

氏名

上記の者は、横浜市保健活動推進員であることを
証明します。

令和 年 月

横 浜 市 長

印

(裏面)

注 意

- 1 この保健活動推進員証は、保健活動推進員活動に携わる際は、常に携行してください。
- 2 他人に貸与又は譲渡しないでください。
- 3 紛失又は破損した場合は、区の福祉保健課を経て再交付の手続きをとってください。
- 4 任期途中で辞任した場合は、直ちに、区の福祉保健課を経て返還してください。
- 5 この証の有効期限は、令和 年3月31日とします。

コロナフレイル[※]にご注意!

コロナ禍で気づかないうちに体を動かす機会が減っています。
感染症の予防対策をしっかり行って、フレイルにならないように生活を見直しましょう!

※フレイル…高齢期の健康と要介護の中間にある虚弱な状態

フレイル予防には! 運動・栄養・社会参加!

やっ
みよう!

運動

～おうちの中でもできる体操～

ハマトレ

横浜市が高齢者の「歩き」に着目して開発した、「家の中でも簡単にできる」トレーニングです。ストレッチなどと併せて行うと効果的です。じっくりトレーニングできる「ハマトレ」と、気軽に毎日できる「ハマトレ(体験編)」の2つがあり、区役所や地域ケアプラザでリーフレットをお配りしています。



あいちゃんと一緒に! おうちで体操

親子で一緒に楽しみながらできる体操動画をYouTubeで公開しています。「子どもから大人まであいちゃんと一緒に体操編」・「赤ちゃんと一緒に座って体操編」・「赤ちゃんと一緒に立って体操編」の3つがあります。



つく
みよう!

栄養

～都筑区ヘルスメイトレシピ～

都筑区
ヘルスメイト作成の
たんばく質や野菜が
とれるレシピを
紹介します。

小松菜と鶏肉の あっさり炒め



一人分 エネルギー 153kcal /
塩分 1.0g / 野菜量 75g

●材料(4人分)

小松菜……1束(300g)
鶏胸肉……150g
酒……小さじ2
塩……小さじ1/4
しょうが汁……小さじ1/2
片栗粉……小さじ2
ごま油……小さじ1
にんにく……1片
油……大さじ1 1/2
塩……小さじ1/2
酒……大さじ1
こしょう……少々

●作り方

- 1 小松菜は4cm長さに切る。にんにくは薄切りにする。
- 2 鶏肉は一口大のそぎ切りにし、Aの調味料をもみ込み、片栗粉をまぶして混ぜる。
- 3 中華鍋に油を大さじ1入れて熱し、2の鶏肉にごま油をさっとまぶしたものを炒める。きつね色になったら取り出す。
- 4 3の鍋に残りの油と1のにんにくを入れて弱火にかけ、香りがでたら強火にし、小松菜の軸と塩を加えてさっと炒める。葉と3の鶏肉、酒を加えて炒め、手早く混ぜてこしょうで味を調える。

ゆうわ第23号 都筑区保健活動推進員だより

●発行: 都筑区保健活動推進員会(事務局/都筑区役所 福祉保健課内)
都筑区茅ヶ崎中央32-1 TEL 045-948-2350

●発行責任者: 会長 大野和子
●発行: 令和4年2月



ゆうわ 第23号

令和4年2月

都筑区 保健活動推進員だより



保健活動推進員とは?

保健活動推進員は、地域の健康づくりのサポーター役として、市長の委嘱を受け、さまざまな活動を通して地域のみなさんの健康づくりを応援しています。みどり色のベストが目印です!



委嘱式。今年度は、感染症対策を講じて、規模を縮小して実施しました。現在、都筑区では146人の保健活動推進員が活動しています。

区全体研修会報告

区民のみなさんに健康情報をお伝えするために、定期的に全体研修を実施しています。

第1回

コロナに負けない健康づくり ～自分と地域の健康を考える～

令和3年5月31日



〈講師〉
公益財団法人
明治安田厚生事業団
体力医学研究所 上席研究員
甲斐 裕子氏

●研修のポイント

コロナ禍において歩数減少、座位時間の増加により、筋力の低下・歩数速度の低下・認知機能の低下などの健康二次被害の懸念

まずは立ち上がろう! こんな運動・スポーツが効果的

▶ 全世代 共通

- 「楽しい・気持ち良い・充実・自分の成長」を感じる
- 誰かと一緒に行く(運動サークルがお勧め!)

▶ 元気な人

- 週150分以上、体を動かす
- 可能ならば筋力トレーニングも
- ストレッチは、けが予防やメンタル対策になる

▶ 高齢の人・少し弱ってきた人

- 毎日、少なくとも1回は外出
- 地域の会に参加する
- 少なくとも1日40分は動く(歩く・家事など)

第2回

めざそう! 健康長寿 オーラルフレイル予防って何?

令和3年9月4日
(ZOOM配信)



〈講師〉
東京都
健康長寿医療センター病院
歯科口腔外科部長
平野 浩彦氏

オーラルフレイルとは

フレイル(高齢期の健康と要介護の中間にある虚弱な状態)のきっかけともなる、滑舌低下や食べこぼしなどのお口のちょっとした機能の衰えをいいます。

●研修のポイント

元気で長生きするためには、ちょっとしたお口の変化に早めに気づき、対応することが大切

口腔体操をはじめましょう!



水を口にふくみほほ全体を膨らませて10秒ブクブクうがいをして水を吐き出す

水を口にふくみ上を向き10秒がらがらうがいをして水を吐き出す

日本歯科医師会 口腔体操

検索



つづき つづける 健康づくり

活動報告



都筑区保健活動推進委員会は14地区に分かれて活動をしています。地区や自治会単位でイベントを開催したり、他の団体主催のイベントに参加して、健康づくりの啓発を行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止になったイベントもありますが、「感染症流行下での正しい健康習慣の啓発」をテーマに、感染症対策を実施しながら、健康情報をお届けしています。ここでは活動の一部をご紹介します。

活動 1

健康づくり活動

区民まつりや地区イベントなどで健康チェックを実施してがん検診等の受診をおすすめしたり、受動喫煙防止などたばこの害についての啓発活動を行っています。

かちだ地区



熱中症予防などの健康情報の提供

山田地区



健康フェアでの血管年齢測定

ふれあいの丘地区



自治会イベントでのロコモ度テスト

勝田茅ヶ崎地区



YouTubeでの健康情報提供

今年もコロナ禍の中イベントが行えず地域の皆様への十分な情報発信が出来ませんでした。そこで、YouTubeを使って情報発信をしてみようということになり、新たな取り組みとして「つづきマスマス健康チャンネル」を開設いたしました。

つづきマスマス健康 🔍 検索



活動 2

運動啓発

正しい歩き方の啓発やラジオ体操・ウォーキング・グランドゴルフなど地区で楽しめるイベントを他団体と一緒にを行っています。

茅ヶ崎南MGCRS地区



ポールウォーキング

茨沢地区



健康体操

都田地区



グランドゴルフ大会

川和地区



「ラジオ体操とサンサン体操 365歩のマーチ体操」に協力

荇田南柚木荇田南地区



ウォーキングイベントでの握力測定

活動 3

子育て・高齢者支援

赤ちゃん会や子育てサロンなど保護者同士の交流の場づくりや高齢者支援活動に協力しています。

東山田地区



赤ちゃん会での救急救命講座

池辺地区



ファミリーカフェ(高齢者支援)での健康体操指導

佐江戸加賀原地区



ふれあいサロン 1、2歳児と保護者の交流会

中川地区



園庭開放

新栄早瀬地区



公園で遊ぼう

令和 5・6 年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

1 趣旨

横浜市では、「ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢プラン」（横浜市一般廃棄物処理基本計画）に基づき、分別・リサイクルだけではなく環境に最もやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進め、ごみと資源の総量を削減するとともに、脱温暖化を推進し、環境負荷の更なる低減を図ることで、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指しています。

環境事業推進委員の方々は、ヨコハマ ^{スリム} 3 R 夢プランを進めていくうえで、大変重要な役割を担っていただいております。

つきましては、令和 3 年度に委嘱しました環境事業推進委員の任期（2 年間）が満了となりますので、令和 5 年度に新たに委嘱する環境事業推進委員のご推薦をお願いいたします。

2 委嘱期間

令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間（令和 7 年 3 月 31 日まで）

3 推進委員の主な活動（詳細は裏面のとおり）

- （1）自治会・町内会と連携した、ごみ減量による脱温暖化に向けた 3 R 行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

4 推薦人数

各自治会・町内会から 1 名の推薦を基本としますが、推薦人数については地域の実情に応じ、柔軟に対応いたします。（再任可）

5 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3 R 行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別の実践・啓発活動ができる方

6 推薦時期

令和 4 年 11 月下旬に、各自治会・町内会長に推薦依頼書をお送りいたしますので、令和 5 年 2 月 24 日（金）までに資源循環局の各事務所に推薦書をご返送願います。

7 委嘱式

これまで 4 月から 5 月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせいたします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

裏面あり

◆環境事業推進委員の活動内容

1 自治会・町内会単位の取り組み

項 目	内 容
ごみ集積場所における分別排出実践・啓発活動	各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動
3 R 活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動	・資源集団回収の更なる推進 ・家庭内及び地域イベント等での 3 R 行動の実践・啓発協力
地域清掃活動の推進	各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う。
清潔できれいな街づくりの推進	区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う。
地域への情報提供	地域住民へのごみ減量・3 R 活動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関することの情報提供等
住民からの相談と行政機関への連絡	地域での 3 R 行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連絡

2 区単位または地区連合単位での取り組み

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街の美化推進等への参加・協力
- (3) 街頭クリーンキャンペーン（ポイ捨て防止キャンペーン）等への参加・協力
- (4) 研修会への参加
- (5) 他の地域団体との交流による協力体制づくり

◆横浜市環境事業推進委員の改選に伴う推薦事務日程

令和 5 ・ 6 年度を任期とする環境事業推進委員の推薦について、概ね以下のような日程で進めさせていただきます。

	日 程	会 議 等	内 容
令和 4 年	11 月 11 日 (金)	横浜市町内会連合会定例会	推薦依頼（家庭系対策部担当部長）
	11 月中旬	各区連合町内会定例会	推薦依頼 （各区資源循環局事務所長から推薦依頼及びご説明をさせていただきます。）
	11 月下旬	推薦依頼文書を発送	地域振興課配送ルートにより、各自治会町内会長あて送付させていただきます。
令和 5 年	2 月 24 日 (金)	推薦書の提出締切日	推薦書を各区資源循環局事務所あてに送付をお願いします。
	4 月以降	委嘱式	区ごとに開催

自治会・町内会長 各位

横浜市長 山中 竹春

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員の推薦について（依頼）

深秋の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、資源循環行政に格段の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、ごみの減量・リサイクルや地域の清潔保持等の推進を図るため、環境事業推進委員制度を設けておりますが、各自治会・町内会の御推薦により地域においてご活躍いただいている環境事業推進委員の皆様の任期が、令和5年3月31日に満了を迎えることとなりました。

つきましては、次により次期推進委員の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

1 任期（委嘱期間）

令和5年4月1日から2年間（令和7年3月31日まで）

2 環境事業推進委員の主な活動

- （1）自治会・町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進
- （2）自治会・町内会と連携した地域の清潔保持
- （3）環境事業に関する意見及び情報の提供等

3 推薦基準

- （1）自治会・町内会等と緊密な連携をとれる方
- （2）3R行動の推進等の実践活動に積極的に取り組んでいただける方
- （3）ごみ集積場所において分別排出の普及啓発活動ができる方

以上を踏まえ、貴自治会・町内会から原則1名の御推薦を基本としますが、推薦人数につきましては、地域の実情に応じて柔軟な対応とさせていただきます。

また、ご推薦の際は、ご本人への確認をお願いいたします。（再任可）

4 推薦書の提出期限

令和5年2月24日（金）までに、同封しました返信用封筒にて、資源循環局の各区収集事務所に推薦書（別紙）を送付願います。

5 その他

- （1）市連会11月定例会において、今回の依頼についてご説明いたしました。ご参考までにその資料を同封いたします。
- （2）**推薦人数、提出期限等についてのお問い合わせ・ご相談は、各区収集事務所で承ります。（各区収集事務所の連絡先は裏面をご参照ください。）**
- （3）これまで4月から5月頃に行ってきた委嘱式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて開催の可否を検討し、改めてお知らせします。

担当：横浜市資源循環局街の美化推進課
清野・片柳・中村 電話 671-3817

裏面あり

資源循環局各区収集事務所 一覽

名 称	郵便番号	所 在 地	T E L
鶴見事務所	230-0046	鶴見区小野町 39	(502) 5383
神奈川事務所	221-0036	神奈川区千若町 3-1-43	(441) 0871
西事務所	220-0055	西区浜松町 11-4	(241) 9773
中事務所	231-0812	中区錦町 11-2	(621) 6952
南事務所	232-0041	南区睦町 1-1-2	(741) 3077
港南事務所	234-0055	港南区日野南 3-1-2	(832) 0135
保土ヶ谷事務所	240-0025	保土ヶ谷区狩場町 355	(742) 3715
旭事務所	241-0005	旭区白根 2-8-1	(953) 4811
磯子事務所	235-0017	磯子区新磯子町 6	(761) 5331
金沢事務所	236-0003	金沢区幸浦 2-2-6	(781) 3375
港北事務所	222-0032	港北区大豆戸町 1238	(541) 1220
緑事務所	226-0018	緑区長津田みなみ台 5-1-15	(983) 7611
青葉事務所	225-0024	青葉区市ヶ尾町 2039-1	(975) 0025
都筑事務所	224-0064	都筑区平台 27-2	(941) 7914
戸塚事務所	244-0805	戸塚区川上町 415-8	(824) 2580
栄事務所	247-0013	栄区上郷町 1570-1	(891) 9200
泉事務所	245-0016	泉区和泉町 5874-14	(803) 5191
瀬谷事務所	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 548-2	(364) 0561

令和5・6年度 横浜市環境事業推進委員推薦書

自治会・町内会名	区	自治会・町内会
----------	---	---------

(ふりがな) 推進委員氏名	住 所 (町名からお書きください)	就任の別(※)
	TEL(極力、日中に連絡できる場所をお願いします)	
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年
	TEL ()	新任 ・ 再任 昭和・平成・令和 年 ～ () 年

※ 新任・再任のいずれかに○印をお付けいただき、再任の方は、最初の就任年及び経験延べ年数についてもわかる範囲でお書きください。

◇ 推薦書に書ききれない場合には、各区収集事務所にご連絡いただければ必要枚数を送付いたします。
また、コピーしてお使いいただいても構いません。

横 浜 市 長

上記の方を環境事業推進委員に推薦いたします。

自治会・町内会長氏名

※事務所記入欄

受 付 日 : 令和 年 月 日

受付者 :

委嘱年月日 : 令和 年 月 日

経 消 第 660 号
令和 4 年 11 月 1 日

自治会町内会会長 各位

横 浜 市 長

令和 5 ・ 6 年度横浜市消費生活推進員の推薦について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市消費生活推進員は、各自治会町内会長の方々をはじめとする皆様の御協力のもとで、地域における「安全で快適な消費生活の推進」のため、活動していただいておりますが、令和 3 ・ 4 年度委嘱の方々の任期が令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和 5 ・ 6 年度も引き続き、横浜市消費生活推進員活動事業を実施いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、貴会からの消費生活推進員への推薦につきまして、格別の御支援、御協力をいただきますよう、御依頼申し上げます。

担当 経済局消費経済課 本田、長岡、谷藤
電話 6 7 1 - 2 5 8 4
FAX 6 6 4 - 9 5 3 3

令和5・6年度横浜市消費生活推進員 推薦の詳細について

1 趣 旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会・町内会等からの御推薦をお願いするものです。

2 任 期

- ・1期2年で市長から委嘱を受けて活動します。

- ・今回の募集は令和5年4月から令和7年3月までが任期となります。

- ・再任は2回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、3回以上再任されることができます。

3 消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1) 地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動を行います。

活動分類	内 容	実施回数
消費生活に関する 知識・情報の地域 への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催 や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意 (地区の実情に より実施)
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の 交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2) その他

ア 推進員相互の情報交換等

イ 研修への参加

ウ 市が行う消費者行政に対する協力

4 募集対象者

令和5年4月1日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5 推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6 推薦書の記入について

自治会町内会名及び会長名を御記入の上、候補者本人に用紙をお渡しいただいて、太枠内の候補者欄は候補者本人が御記入いただくようお願いいたします。

御記入いただいた個人情報、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7 提出期限

令和5年2月24日(金)までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談下さい。

8 委 嘱

令和5年4月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

9 そ の 他

活動内容の詳細については、横浜市消費生活推進員募集チラシをご覧ください。



©YUKI ISHII

横浜市消費生活推進員 推薦の流れ

時期	ご依頼事項	
11 月 下旬	連合会町内会	* 各自治会町内会長に説明及び候補者推薦書の配布をお願いいたします。
12 月 ～ 2 月末	①自治会町内会	候補者の選出
	②候補者	候補者が候補者推薦書の必要事項を記入
	③自治会町内会	候補者推薦書を区役所地域振興課に提出 (自治会町内会名、会長名が記入されているか、 ご確認ください) 締切：令和 5 年 2 月 24 日(金)まで * 自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へご相談下さい
3 月 下旬～	区地域振興課	とりまとめ、委嘱式等の通知
4 月	区地域振興課	委嘱状の交付

提出・お問合せ先

都筑区 地域振興課 地域振興係 担当者 金子 森
住所: 都筑区茅ヶ崎中央32-1
電話: 948-2234 FAX: 948-2239

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

損害保険で
住宅の修理が
できるって？

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。

「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。

皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん



【令和5・6年度横浜市消費生活推進員の御推薦にあたって】

- 自治会町内会からの御推薦は必須ではありません。
- 無理のない範囲で、消費生活推進員活動に興味があり、地域で活動していただける方を御推薦ください。
- 消費生活推進員の任期について、横浜市消費生活条例施行規則の一部改正により、令和5年4月1日から3回以上の再任が可能になりました。（再任2回・最長6年の制限がなくなりました。）

※御不明な点、御相談がございましたらお知らせください。

都筑区役所地域振興課

担当 金子、森

電話 948-2234

メールアドレス tz-chishin@city.yokohama.jp

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員候補者推薦書

(候補者本人記入欄)

ふりがな						
氏名						
住所	〒 横浜市					
電話番号						
新任・再任 の別	☐ 新任	初めて				
	☐ 再任	過去の在任時期を分かる範囲でご記載ください				
		☐ 1 期目	(令和・平成	年	～	年)
		☐ 2 期目	(令和・平成	年	～	年)
		☐ 3 期目	(令和・平成	年	～	年)
	☐ それ以上 (期目)	(令和・平成	年	～	年)	
年代	☐ 18歳～20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70歳以上					
個人情報 は、次の目的でのみ利用し、それ以外の利用はいたしません。 ・消費生活推進員関連業務 ・会員相互の連絡用名簿 ・自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員（新旧事務引継ぎのため）へ情報提供						

令和 年 月 日

(提出先)

横 浜 市 長

上記の方を横浜市消費生活推進員に推薦します。

(自治会町内会長記入欄)

自治会町内会名	
地区名	
会 長 氏 名	
候補者が 3期目以上の場合 その理由	☐ 後任者が不在である ☐ その他（ ）

提出・問合せ先

都筑区 地域振興課 地域振興係 担当者 金子 森

住所:横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

電話:948-2234 FAX:948-2239

提出締切:令和5年2月24日(金)

都筑区明るい選挙推進協議会 委員及び推進員の推薦について

明るい選挙の実現、区民の投票参加の推進等を主な目的として活動しております、都筑区明るい選挙推進協議会令和 3・4 年度委員及び推進員の任期について、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となります。

つきましては、令和 5・6 年度の委員及び推進員の推薦をお願いいたします。

1 委員の推薦について(各地区連合自治会・町内会への御依頼)

(1) 役割

委員は、団体から御推薦により、協議会に関する重要事項等を協議し、活動に参画していただく構成員です。

あわせて、各地区連合自治会・町内会において、選挙啓発活動の計画、実施及び報告をお願いいたします。

(2) 任期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 推薦基準

各団体を代表し、協議会の活動に御参加いただける方（再任可）。

なお、公正な選挙啓発の推進を目的とする協議会の趣旨から、政治活動及び選挙運動に関わっている方の推薦については御遠慮ください。

(4) 委員数

15 名（各地区連合自治会・町内会から 1 名）

(5) 推薦方法・期限

令和 5 年 2 月 24 日までに「令和 5・6 年度 都筑区明るい選挙推進協議会委員推薦名簿」に御記入のうえ、返信用封筒にて明るい選挙推進協議会事務局まで御郵送ください。

※ 推薦期限の延長を希望される場合は、事前に都筑区総務課統計選挙係（948-2216）まで御連絡ください。

2 推進員の推薦について(各自治会・町内会への御依頼)

※明るい選挙推進協議会事務局から、各自治会・町内会会長宛に直接依頼資料一式（依頼文、推薦名簿及び返信用封筒）を送付しております。以下については、参考までに御一読ください。

(1) 役割

各自治会・町内会長からの御推薦により、地域において選挙啓発活動を推進していただきます。

(2) 任期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 推薦基準

有権者で選挙啓発に理解を示し、活動に協力できる方（再任可）。

なお、公正な選挙啓発の推進を目的とする協議会の趣旨から、政治活動及び選挙運動に関わっている方の推薦については御遠慮いただいております。

(4) 推薦依頼数

推進員は自治会・町内会の世帯数に応じて依頼させていただいております。

149世帯以下は1名、150世帯以上の場合は100世帯増えるごとに1名を加え最大10名までを推薦依頼数の基準とします。

各自治会・町内会の依頼数については別添の「令和5・6年度 明るい選挙推進員 割当表」をご参照ください。

なお、基準を上限として、自治会・町内会の実情に応じた人数での御推薦で結構です。

自治会・町内会の世帯数	推進員の推薦依頼数
149世帯以下	1名
150から249世帯	2名
250から349世帯	3名
350から449世帯	4名
450から549世帯	5名
550から649世帯	6名
650から749世帯	7名
750から849世帯	8名
850から949世帯	9名
950世帯以上	10名

(5) 推薦方法・期限

令和5年2月24日までに「令和5・6年度 都筑区明るい選挙推進協議会推進員推薦名簿」に御記入のうえ、返信用封筒にて各自治会・町内会から明るい選挙推進協議会事務局まで御郵送ください。

※ 推薦期限の延長を希望される場合は、事前に都筑区総務課統計選挙係（948-2216）まで御連絡ください。

3 今後のスケジュール

(1) 令和4年11月21日

各地区連合自治会・町内会に委員、各自治会・町内会に推進員の推薦依頼

(2) 令和5年2月24日

委員・推進員推薦期日

(3) 令和5年5月(予定)

明るい選挙推進協議会会議

(4) 令和5年6月(予定)

明るい選挙推進大会

区連会 11 月定例会説明資料
令和 4 年 11 月 21 日
都筑区こども家庭支援課

都筑こ 第 2232 号

各地区連合自治会・町内会会長 様

都筑区こども家庭支援課長

令和 5 年度こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問員推薦について（依頼）

深秋の候 皆様におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて新年度の「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の訪問員につきまして、新たな訪問員を御推薦いただきたく、御依頼申し上げます。

誠に勝手ながら、御推薦は別紙「訪問員選定・推薦票」により、令和 5 年 1 月 31 日（火）までにこども家庭支援課まで御提出ください。

お忙しいところ恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

資料 1 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について

資料 2 令和 5 年度こんにちは赤ちゃん訪問事業従事者必要数

【御推薦の必要な 10 地区】

東山田、中川、勝田茅ヶ崎、かちだ、都田、池辺、佐江戸加賀原、
川和、ふれあいの丘、柚木荏田南

※ 該当される地区には訪問員名簿と推薦票をお渡しいたします。



担当：都筑区こども家庭支援課 岡本、佐野、大富

TEL：948－2325

資料1

「こんにちは赤ちゃん訪問事業」について

横浜市では、平成 21 年 1 月から、生後 4 か月までの赤ちゃんがいるご家庭に対して、地域の方が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。

【事業の概要】

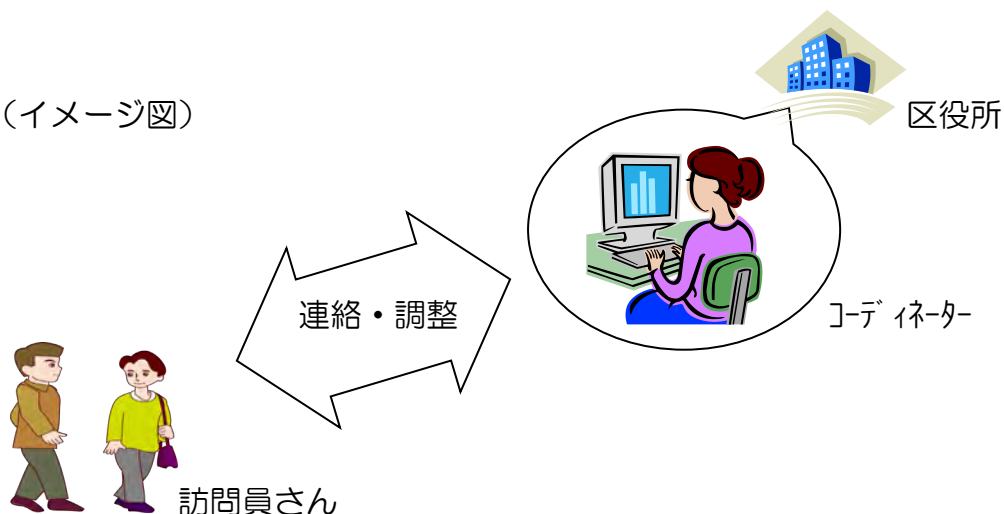
出産後早期の子育て家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報の提供を行います。また、養育者の話を聴くことにより、育児不安の軽減を図ります。そして、地域の訪問員と親子が顔見知りになることで日常的な交流のきっかけを作り、子どもを見守る風土づくりを創造していきます。その中で、児童虐待の予防にもつなげていきたいと考えています。

【訪問員の仕事】

訪問員さんの仕事は、上記の事業の中で、区役所のコーディネーターと連絡調整を取りながら、赤ちゃんのいるご家庭を訪問していただくことです。そして、区からの情報提供をしたり、お母さんのお話を伺ったりする中で、地域のコミュニケーションを広げていく役割を担っていただきます。具体的には、次のような業務内容です。

- (1) 対象者との訪問日程の調整をします。
- (2) 対象者は、主に生後 4 ヶ月末満の赤ちゃんがいるご家庭です。
- (3) 実際に、対象の御家庭を訪問し、区からの情報紙や、リーフレットなどを配布します。（コミュニケーションをとってください。）
- (4) 後日、街の中で出会った時などにも、一声かけてみましょう。
- (5) 月に一度の定期連絡会に出席します。（600円／1回）
- (6) 訪問件数に応じて、報酬を受け取ります。（600円／1件）

（イメージ図）



都筑区連合町内会自治会長・自治会町内会長 各位

都 筑 区 福 祉 保 健 課 長
都筑区社会福祉協議会事務局長

令和4年度「つづき あいフォーラム」について(依頼)

都筑区では、「つづき あいフォーラム」を開催し、長年にわたり地域で福祉活動に携わってこられた方々の功績を表彰するとともに、都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」推進に関わる講演会を開催予定です。また、フォーラム開催に合わせて、地域活動を紹介する「つづき あい」パネル展を開催します。

つきましては、お忙しいところ恐縮でございますが、下記の通り御協力いただけますと幸いです。なお、周知チラシについては、1月区連会時に再度御案内いたします。

1 「つづき あいフォーラム」への御出席

(1) 日時 : 令和5年2月 18 日(土)午後2時 ~ 午後4時(受付 午後 1 時 30 分~)

(2) 会場 : 都筑公会堂

(3) 内容 : 第1部 都筑区社会福祉大会

(社会福祉功労者の表彰式典)

第2部 地域福祉保健計画推進に関する講演会

(「ゆるやかなつながりづくり(仮)」をテーマとした講師による講演)

(4) 参加対象者 : 各地区連合町内会長、各自治会町内会長、その他地域活動者含む一般区民

※事前申込不要ですので、奮って御参加いただけますと幸いです。

2 活動紹介パネルの作成

区役所1階区民ホールにて令和4年2月16日(木)午後1時~2月22日(水)正午まで、パネル展を開催します。

(1) パネル数 : 1地区連合町内会あたり 2枚(A1サイズ 598mm×845mm)

(2) 内 容 : 地域福祉保健計画地区別計画の取組について

地域懇談会のテーマ、話し合いの内容、地域の具体的な取組についての皆様の感想、写真を貼るなど自由です。作成にあたっては、地区社会福祉協議会など関係団体ともご相談のうえ、御提出をお願いします。

(3) 提出期限 : 令和5年2月3日(金)までに福祉保健課事業企画担当までご提出をお願いいたします。

<事務局> 都筑区福祉保健課事業企画担当

林、望月、那須、羽根田

TEL 948-2344 Fax 948-2354

都筑区社会福祉協議会 牧内、入江、田村

緑税務署からの 重要なお知らせ

確定申告は スマホ か PC で自動計算・自動入力・自宅からe-Tax！

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



マイナポータル連携や
過去の申告データを利用
して自動入力



マイナポータル連携について



マイナンバーカード
とスマホでe-Tax！



【e-Taxの5つのメリット！】

- ① 税務署への持参不要
- ② 印刷・郵送料不要
- ③ 一部を除き添付書類不要
- ④ 24時間いつでも利用可能（メンテナンス時間を除く）
- ⑤ 書面より早期に還付

申告書作成会場での相談の方は、
「入場整理券」が必要です

必ず入場できます！
おすすめです



入場整理券の 配付方法

LINEで入場日時を指定

※注1

当日、会場で配付

※注2

注1：原則として、LINEからの事前発行は、来場希望日の10日前から2営業日前まで可能です。

注2：配付枚数には限りがありますので、当日、会場にお越しただいても入場できない場合があります。
入場整理券をお持ちでない方は、申告書作成会場には入場できません。

相談はチャットボットや電話でもできます

▶ チャットボットでの相談



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した
「税務職員ふたば」が
お答えします。

インボイス特設サイト



▶ お電話での相談

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

e-Taxの使い方
(操作方法等)

0570-01-5901

(全国一律市内通話料金)

インボイス制度の
一般的なご質問は

0120-205-553 (無料)

(フリーダイヤル)

(9:00~17:00土日祝日を除く)

安全・便利・非対面 キャッシュレス納付のご案内

振替納税

事前に届け出た預貯金口座から指定された
期日に自動で引き落とすことにより納付でき
ます。

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申
告書を提出する必要がある方におすすめです。



初回のみ振替依頼書の提出が必要です
※e-Taxによる提出が可能です

スマホアプリ納付 (令和4年12月開始予定)

決済専用Webサイト（スマートフォン専用）におい
て、スマホアプリ（〇〇Pay等）を使用することにより
納付する方法です。

スマホアプリ（〇〇Pay等）を使用している個人の方
が対象となります。

※ 納付できる金額は30万円以下となります。

スマホ等でe-Tax申告後

国税スマートフォン
決済専用サイト

②Pay払いの選択・
決済（納付委託）

①申告後、スマホ
アプリ納付を選択

PayPay d払い

※事前に利用する、
Pay払いへのアカウ
ント登録及び
チャージが必要

LINE Pay au PAY

Pay amazon pay

Pay

amazon pay

緑税務署申告書作成会場開設日 令和5年2月3日(金)～

【受付時間】 8時30分～16時00分 【相談時間】 9時15分～17時00分

【問合せ先】 緑税務署 ☎045-972-7771 (代表) 〒225-8550 横浜市青葉区市ケ尾町22-3

※ 3月は大変混雑するため2月末までにお越しください。

※ 4月中旬まで税務署の駐車場は使用できません。

※ 税務署には、ご利用可能なコピー機がありませんので、あらかじめご了承ください。

東京地方税理士会緑支部からのお知らせ

1 税理士による無料申告相談会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時 間
1月31日(火)～2月2日(木)	緑公会堂	中山駅 【JR・市営地下鉄】	【受付】9:15～ 【相談】9:30～16:00
2月8日(水)～2月9日(木)	ハウスクエア横浜	中川駅【市営地下鉄】	(休憩:12:00～13:00)

- 事業、不動産及び雑所得がある方で、令和3年分の所得金額が300万円以下の方の所得税及び復興特別所得税の申告（前記に該当する方で、個人事業者の消費税の申告を含む）で緑税務署に申告される方。
- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告（年金・給与収入が、800万円以下の方）
- 譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などの相談内容が複雑な場合は、相談をお受けできません。

2 東京地方税理士会緑支部による無料申告相談会を開催します

開催期間	会 場	最寄り駅	時間
2月7日(火)	ハウスクエア横浜	中川駅【市営地下鉄】	【受付】9:45～ 【相談】10:00～15:00 (休憩12:00～13:00)

- 年金収入のみの方及び年金や給与収入がある方の医療費控除の還付を受けられる方（年金・給与収入が800万円以下の方）で緑税務署に申告される方。
- 事業所得、不動産所得及び譲渡所得（土地、建物及び株式等の譲渡）などのある方は相談をお受けできません。

3 入場整理券を配布します！入場整理券は、オンラインによる事前申込が可能です！

- オンラインによる事前申込は令和5年1月6日(金)から受け付けます。なお、電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。
- 【事前申込における予約サイトの操作方法に関するコールセンター】
《電話》050-3196-3904 《受付時間》10:00～12:00・13:00～16:00
《期間》令和5年1月6日(金)～令和5年2月17日(金)※土日祝日は除く
- 一部、当日入場整理券の配付を行います。無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

事前申込サイト



https://coubic.com/tochi106/booking_pages

4 来場される場合の必要書類等

- 計算器具、筆記用具及びマイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類の写し）
- 年金または給与所得の源泉徴収票及び医療費控除の明細書など申告に必要な書類
- 過去に電子申告を利用された方は、利用者識別番号（半角数字16桁）と暗証番号のわかる書類
- 本人名義の金融機関口座番号がわかるもの
- 前年分の確定申告書等の控え
- 事業、不動産及び雑所得がある方は、これらの計算の基となる書類をお持ちください。
- 個人事業者の消費税を相談される方で、簡易課税制度を選択されている方は、消費税簡易課税制度選択届出書の控えをお持ちください。

5 各会場の注意事項

- ご来場の際は、少人数でのご来場、マスクの着用、入口での検温及び消毒にご協力をお願いします。
- 申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。
- 来場者のための駐車場のご用意はございません。

各区役所からのお知らせ

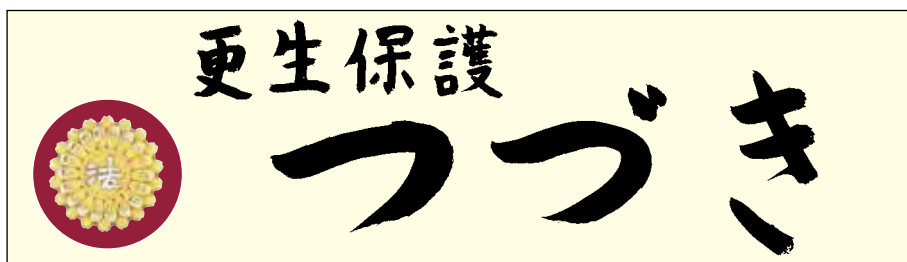
年末調整済みの給与所得者の医療費控除の還付申告は、各区役所で作成と受付ができます！

緑 区	青 葉 区	都 筑 区
緑区役所 3階 3A会議室	青葉区役所 3階	都筑区役所 3階 第6会議室・研修室

【受付期間】 2月16日(木)～3月15日(水) ※土・日及び祝日を除く

【受付時間】 9:00～11:30、13:00～16:00

- 給与所得の源泉徴収票、医療費控除の明細書、本人名義の金融機関と口座番号がわかるもの及びマイナンバーに係る本人確認書類の写しをお持ちください。
- 各区役所の駐車場は有料です。
- 青葉区役所では、上記以外の確定申告書についてもお預かりのみ行います。



発行人: 村田輝雄 **編集人:** 吉田勅和
発行: 都筑保護司会
都筑区更生保護女性会
事務局: 横浜市都筑区荏田東4-10-3
横浜市都筑区社会福祉協議会内
☎ (045) 943-4058
印刷所: (有)青史堂印刷 (042-748-3921)

着任のごあいさつ

横浜保護観察所長 **勝 田 聡**



本年4月、横浜保護観察所長に着任した勝田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。横浜保護観察所は神奈川県内の更生保護行政を所管する法務省の機関です。

更生保護とは、犯罪や非行をした人の再犯を防ぎ、改善更生を助けることや、社会を明るくする運動などの広報啓発活動などを中心とした活動のことです。これらの活動は、保護司、更生保護女性会をはじめとする多くのボランティア、県・市区町村などの自治体の皆さんなど、多くの関係者の方々の御協力によって成り立っております。特に、保護司は、犯罪や非行をした人の指導や支援

に直接関わっており、地域社会の安心安全に多大な貢献をいただいております。この場をお借りして、関係者の皆様に敬意と感謝を捧げたいと思います。

更生保護の活動は、人と関わる社会的な活動です。そのため、コロナ下においては、活動に大きな制約を受けてきました。しかし、地域社会のために重要な活動ですので、感染対策をしっかりと行い、活動の方法を工夫しながら、できる範囲で活動を再開してきたところです。

現在、更生保護において課題となっておりますのは、保護司や更生保護女性会員の減少傾向です。また、犯罪や非行をした人をより長く見守ることや、保護観察所の専門性の強化などによって、再犯や再非行を防ぐことも求められております。こういった点について引き続き努力を重ねていきますので、今後ともよろしく願います。

『着任のご挨拶、犯罪の現状』

都筑警察署
署長 山 本 隆 生



9月15日付けの異動で、相模原北警察署長から都筑警察署長に着任いたしました山本でございます。

都筑保護司会、更生保護女性会の皆様におかれましては、当署の警察行政各般にわたり深いご理解とご協力を賜りまして、心より感謝申し上げます。

保護観察のほか、犯罪の防止や罪を犯してしまった人の更生の手助けをするなど、地域社会に奉仕する活動をされておりますことに対し心から敬意を表します。

区内の治安情勢は、9月に入り、刑法犯の発生が今年の同じ時期と比べ、若干ではありますが増加に転じており、無施錠の自転車やオートバイなどの乗り物盗や県内情勢と同様にオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の被害が大幅に増加している状況にあり、こうした犯罪への少年の関与が懸念されるところであります。

少年の非行防止・立ち直り支援活動を推進する上で、都筑保護司会、更生保護女性会等の関係機関と緊密に連携し、規範意識の醸成を図ることが何よりも重要であると考えております。

引き続き、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[illegible]

都筑区の主任官となって

横浜保護観察所保護観察官 辰巳尚子



令和4年4月から、都筑区の担当となりました。今年度は、三年ぶりに対面での総会、第一回定例研修会等が無事に開催されました。都筑区の保護司の先生方と直接お会いすることが叶ったことを大変うれしく思います。担当となり、私は都筑区を初めて訪れ、とても美しい街並みに驚きました。都筑区は比較的新しいニュータウンで、歩行者の安全を守る「歩車分離」や、森林と水辺、歴史的な遺産を緑道で結ぶ都市計画「グリーンマトリックシステム」等、先進的な開発手法が数多く盛り込まれ、景観デザインに配慮した街作りが施されています。確かに、駅から続く歩道、階段、駅前の広場などが、一般の街並みより広くとら

れ、車は遮断されています。駅前広場はイベント会場としても利用され、季節を感じさせるモダンなデザインの花壇はいつも癒しを与えてくれます。このような美しい景観が映画やドラマのロケ地として数多く使われ、シーンを彩っているのだと実感しました。さらに、区役所を中心に様々な施設が集中し、暮らしやすい街との印象も受けました。

今年度もコロナ禍のため、往来来訪等の対面での面接を十分確保することが難しい状況が続いています。そこで、主任官の面接日を臨時に増やし、対面での面接を確保することとしました。つきましては、保護司の先生方のお力添えをいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、社会福祉協議会の事務局の方々へ、いつも御多忙の中、温かな御対応をしてくださり、心から感謝しています。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

加藤恒雄氏 瑞宝雙光章受賞

このたび都筑保護司会副会長・加藤恒雄氏は長年にわたる更生保護活動の功績により、本年春の叙勲に際して瑞宝雙光章を受賞されました。10月16日に新横浜グレイスホテルで開催された受賞記念祝賀会にて、御本人より慶びの声をお聞きいたしましたので御紹介させていただきます。

叙勲の感想を伺ったところ、開口一番に語られたのが「こんなに大変な賞を頂くとは思っていませんでした」との謙虚な御言葉でした。何よりも更生保護活動が多くの方の地元の方たちに認めて頂けるようになったことが、嬉しく、また有難く感じられるそうです。

保護司として活動されてきた28年間で振り返られても、苦しかったことよりも楽しい思い出の方が多く、特に対象者がきちんと更生してくれた姿を見るのは非常な喜びとのこと。「保護司」と聞くと、一部には危険な役割といった印象を持たれる方もいるようですが、加藤氏の場合は、御自宅に保護観察中の対象者が仲間を連れてやってきて、敷地内に止めて置いた自家用車の車内を荒らされた一件だけだそうで、むしろ誤ったイメージが勝手に独り歩きしてしまうことに危惧を覚えられるそうです。以前、更生保護活動について或る新聞社の取材を受けたところ、語った内容とは全

く違った記事にされてしまい、相手先にクレームを入れても「あの話の内容じゃ、新聞は売れません。どんなに大変で危険な役割であるかアピールしないと…」の一言で済まされてしまったことには未だに強い憤慨を抱かれていますか。

これまでも加藤氏は、更生保護活動を次世代に繋げていくことを常に念頭に置いて務めを果たして来られており、こうした誤ったパブリックイメージの払拭が何よりも望まれてならないと語られました。そして、ボランティア精神をお持ちの方は是非とも進んで保護司に加わって頂けることを希求されています。

また今回同席された加藤氏の奥様・光代夫人も、更生保護女性会の初代副会長を務められるなどして、都筑保護司会の立ち上げの際の御苦勞を共にされてきただけに、御主人の叙勲にはお慶びもひとしおであった御様子を窺うことができました。

この度は誠にありがとうございました。

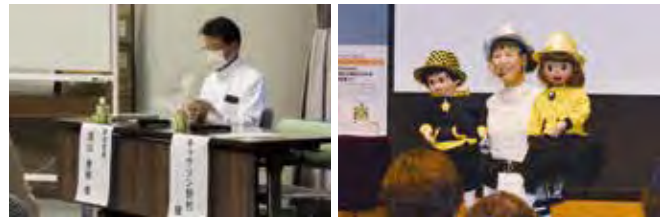


令和4年度『都筑区 更生保護女性会研修会』

10月5日かけはし都筑で、参加人数を考慮して約3年ぶりに開催されました。1部では、都筑警察署生活安全課の須山秀樹氏が、DVDを観ながら「都筑区の犯罪、特殊詐欺の現状について」と題し、講演されました。都筑警察署管内では、自転車やオートバイ盗が多発。70%が無施錠。“鍵のかけ忘れに注意して”との喚起がありました。近年、架空請求や還付金詐欺など多岐にわたる特殊詐欺が横行し、高齢者だけに限らず若年層にもその被害が及んでいます。

10年程前に多くを占めた「オレオレ詐欺」も多発傾向との事です。「まさか私が騙されるなんて!」被害に遭わない為にも家族間での話し合いや留守番電話にするなどの自衛策を講じましょう。

2部では、キャサリン野村さんによる腹話術です。ケンタ君とさくらちゃんとの絶妙のコラボ。タイムリーなネタの数々も。「笑う門には腹話術。(福来る)」「(笑)(笑)(笑)大いに笑い、楽しませていただきました。笑タイムに拍手喝采!!



保護司会 研修会

本年4月1日より成人年齢が従来の20歳から18歳へ引き下げられたことに関連して、少年法が改正となりました。この改正法に於きましては、本来ならば成人に当たる18～19歳の人間にも「特定少年」として、引き続き少年法が適用となります。

ただし、実名報道の解禁や逆送決定後の取り扱いなどの点では、17歳以下の少年とは取扱いが異なる部分があります。

また保護処分に関しましても変更があり、18歳以上の特定少年に対しては6ヶ月の保護観察(交通法関連などの軽微な犯罪)、2ヶ年の保護観察、3ヶ年以下の少年院送致の3つに分かれることとなりました。特に2ヶ年の保護観察の場合は、家庭裁判所の審判に際して予め1ヶ年以下の少年院への収容期間が設定され、保護期間に於ける遵守事項違反の程度が重い場合にこれが適用されることとなります。

なお、特定少年については「ぐ犯」(非行の一步手前の状態)はその対象外に当たりますが、これは年齢的に成人として見なされるためです。

加えて不良処置に関しても改正があり、保護観察中の特定少年に対しては、従来ならば必要とされていた警告を実施することなく、家庭裁判所が少年院収容を決定できるようになりました。この場合、対象者の保護観察は収容時点で停止となり、退院後に再開されます。一方、少年院仮退院者に対する不良処置につきましても、従来の「戻し収

容」から「仮退院取消」へと名称が変更となり、その手続きも簡略化されるなど、保護観察所主体となりました。

なお良好処置につきましては、保護観察処分少年、少年院仮退院者ともに変更はありません。

以上、文言は変わりましたが、指導方法に大きな変更はありません。



成年年齢の引き下げに関するクイズ

以下のうち、正しいものに○、
間違っているものに×をつけましょう。

①	18歳になったら、クレジットカードや携帯電話の契約のほか、ローンを組むことや、アパートの賃貸契約も、法律上、親の同意なしにすることができる。	
②	18歳になったら、飲酒や喫煙ができる。	
③	18歳になったら、競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルができる。	
④	18歳になったら、パチンコができる。	
⑤	18歳になったら、国民年金の納付義務がある。	
⑥	18歳になったら、選挙で投票できる。	
⑦	18歳～19歳の者が結婚するときに、法律上、親の同意は必要ない。	
⑧	18歳にならないと、普通車、普通二輪、原付の運転免許は取得できない。	
⑨	18歳になったら、裁判員に選ばれることがある。	
⑩	成年年齢が18歳に引き下げられた後も、18歳・19歳は「特定少年」として、少年法の適用を受ける。	

「社会を明るくする運動」

都筑保護司会・更生保護女性会 合同研修会

去る7月27日、かけはし都筑にて横浜保護観察所の野沢暁生・統括保護観察官を講師にお招きし、本年度の都筑保護司会・都筑区更生保護女性会合同研修会が開催され、主題は「若者世代の薬物依存～大麻による検挙者の急増～」でした。

令和2年度の薬物事犯は過去10年で最多となり、中でも大麻事犯者の検挙者数は過去最多を数えるまでに急増し、薬物事犯者全体の36%に達しています。

その最大の特徴は、事犯者の約2/3を30歳未満の若者が占めており、特に20歳未満の者は7年前の11倍に及ぶなど、少年事件全体は激減しているにも関わらず若者世代での大麻事犯の急増が憂慮される事態となっています。

こうした若者世代への拡大理由としては、何よりも興味本位といった部分が大きく、これはファッション等の若者文化と結びついているようです。また従来の学校での薬害教育で学んだ注射器利用の薬物と異なり、吸引主体の大麻には使用へのハードルの低さが感じられることも原因の一つです。

加えて大麻の入手し易さも大きな要因となっています。身近なSNSが売買に利用されており、



且つ覚醒剤がg単価6万円前後であるのに対して、乾燥大麻ならば4千円から6千円、大麻樹脂でも8千円程度と安価で、かつ保管リスクの低いことも関連している様です。更には一部海外での大麻の合法化の動きが、使用に対する罪悪感の低下に影響していることも考えられます。

現今の大麻取締法はあくまでも大麻の所持・販売に対するものであり、大麻の使用を処罰することができません。しかし酩酊感や幻覚作用を伴う「ダウンナー系」薬物とされる大麻は、深刻な依存症に陥る危険性も強いようです。

その場合の弊害としては、知覚や短期記憶、運動能力に障害を来す恐れに加えて、総合失調症やうつ病、呼吸器疾患、心臓病、脳卒中などの発生リスクが大きく、使用しやすい大麻が他の薬物依存の入り口となりうる危険性も憂慮されます。このため昨今では「大麻使用罪」の必要性を訴える声も高まりつつあります。

「花いっぱい活動」と更生保護女性会 啓発パネル配布

「花いっぱい活動」は、「社会を明るくする運動」の一環として区内の各中学校に花苗をお届けし、中学生が花を見て「おはよう」「ありがとう」「さようなら」「またね」を笑顔で言える心を養うきっかけとなってくれることを願うものです。これまで犯罪予防部会が展開していた「花いっぱい活動」について、今年度より保護司会として更生保護女性会の啓発パネル配布活動と連携して対応することとなりました。





第28回

区民まつり

開催日
令和4年11月3日(木)

学家地連協議会



社会を明るくする運動

夏まつり



都筑 ポップ フェスティバル



受賞者名簿



藍綬褒章

鈴木三智子



第71回 神奈川県更生保護大会(令和3年度)

【保護司】

関東地方更生保護委員会委員長表彰

吉田 勅和 小林 英紀 高橋 満

関東地方保護司連盟会長表彰

志村 陽一

【更生保護女性会】

関東地方更生保護委員会委員長感謝状

男全 弘子

横浜保護観察所長感謝状

岡島 玲子 松尾三喜子

神奈川県更生保護女性連盟会長表彰

大槻 文 早田 和代 舟木 公子

第69回 横浜市更生保護大会(令和3年度)

【保護司】

横浜市長感謝状

小林 英紀 高橋 満

横浜市保護司会協議会会長表彰

日野 正胤 池田 勝則 鈴木 聡司

【更生保護女性会】

横浜市長感謝状

飯田 孝枝 鈴木 典子

横浜市会議長感謝状

澤 由美子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

岡部ゆかり 本多 敬子 穴戸 幸子

清水 美奈 渡部 正子

第70回 横浜市更生保護大会(令和4年度)

【保護司】

横浜市長感謝状

荒川 政弘 志村 陽一

横浜市保護司会協議会会長表彰

中村 広人

【更生保護女性会】

横浜市長感謝状

田丸恵美子 中山 達江

横浜市会議長感謝状

真野 道子

横浜市更生保護女性連盟会長表彰

三徳 薫 鎗木富士子 小林 羊子

井上多紀子 石川真理子

【保護司】

神奈川県社会福祉協議会会長顕彰

森嶋まつ子

退任保護司

◆令和4年5月31日付

関 利次 保護司

◆訃報 (敬称略)

長年にわたり都筑区更生保護女性会 会長としてご尽力いただきました。

生前の御功績を忍び、謹んで哀悼の意を表します。

金子 富子 前会長 (令和3年10月27日)

◆◆ 編集後記 ◆◆

更生保護だより「つづき」第17号をお届けします。さらなるご支援をお願い致します。

広報委員
唐戸 洋子
鈴木 聡司
平塚 愛乃
真野 道子
森嶋まつ子
吉田 勅和
山田 妙子

戦場からのメッセージをあなたに
～ファインダー越しに見た命の現場～



お申込方法

申込締切：令和5年1月4日（水）（1月4日消印有効）

「会場参加」で定員を超過した場合、ご参加いただけない方にのみ、

原則令和5年1月13日（金）までにメール 又は 電話でご連絡いたします。

「オンライン視聴」希望の場合、インターネット（横浜市電子申請・届出システム）からお申込みください。

また、一時保育が必要な場合は、令和4年12月21日（水）までにお申込みください。

インターネット（横浜市電子申請・届出システム）

都筑区ウェブサイトまたは申込フォームからお申込みください。

都筑区人権啓発講演会

検索

電子申請 申込フォームはこちら ▶



はがき

「オンライン視聴」希望の場合、インターネット（横浜市電子申請・届出システム）からお申込みください。

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1 都筑区総務課人権啓発講演会担当あて

【はがき】（裏面）

- ①申込者（氏名、ふりがな）
2名まで申込可能
2名で申込の場合、2名分の氏名を記入
- ②住所地（市内（都筑区）、市内（都筑区以外）、市外）
- ③連絡先電話番号
- ④メールアドレス
- ⑤参加方法（「会場参加」）
- ⑥利用希望の種類（希望者のみ）
 - ・一時保育希望（2歳～未就学児）
お子さまの氏名（ふりがな）、年齢
 - ・手話通訳希望
 - ・車椅子スペース利用希望

（表面）

☐	2240032
都筑区総務課 人権啓発講演会担当あて	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

（裏面）

- ①申込者（氏名、ふりがな）
2名まで申込可能
2名の場合、2名分氏名を記入
- ②住所地（市内（都筑区）、市内（都筑区以外）、市外）
- ③連絡先電話番号
- ④メールアドレス
- ⑤参加方法
「会場参加」
- ⑥利用希望の種類
一時保育・手話通訳・車椅子
※希望の場合は明記

新型コロナウイルス感染症対策について

- 感染の状況により、開催方法を変更または中止する可能性があります。
- 入場の際は、マスク着用、検温、手指のアルコール消毒等への御協力をお願いします。
- 入場時の検温で37.5℃以上ある方は入場できません。
- 体調が万全ではない、また新型コロナウイルス感染者と濃厚接触が疑われる等の場合、御来場をおひかえください。

令和4年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨



◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様		懲役	罰金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下	100万円以下
	酒気帯び	3年以下	50万円以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下	50万円以下
	酒気帯び	2年以下	30万円以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下	50万円以下
	酒気帯び	2年以下	30万円以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年9月末
全事故件数	9,596	8,398	7,398	7,883	5,416
死 者 数	57	50	48	36	21
死 亡 率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
うち酒気帯びによる事故件数	46	33	26	33	19
死 者 数	1	1	0	0	1
死 亡 率	2.2	3.0	0.0	0.0	5.3

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- ・ 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- ・ 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- ・ 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045（671）2323

令和4年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実 施 期 間

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年

運動の重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶



◇◇ 令和4年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分		交 通 事 故						二 輪 車		自 転 車		歩 行 者		高 齢 者	
		発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比
横 濱	鶴 見 区	499	117	2	1	558	123	2	1	0	0	0	0	0	0
	神 奈 川 区	258	-107	2	1	280	-136	1	0	0	0	1	1	0	0
	西 区	177	9	1	1	199	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	中 区	263	-66	1	-2	295	-78	0	0	0	0	1	-2	0	-1
	南 区	246	-33	2	2	275	-44	0	0	1	1	1	1	1	1
	港 南 区	324	0	2	2	393	16	0	0	0	0	2	2	1	1
	保 土 ケ 谷 区	336	19	0	-2	388	23	0	0	0	-1	0	0	0	-2
市	旭 区	386	3	0	0	441	-18	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯 子 区	232	-39	1	-2	268	-45	0	-2	0	0	0	-1	0	-1
	金 沢 区	370	-43	1	0	416	-49	1	1	0	0	0	-1	0	0
	港 北 区	347	0	1	0	379	-11	0	0	1	1	0	0	1	0
	緑 区	262	-18	3	2	296	-31	2	2	0	0	0	0	0	-1
	青 葉 区	399	-33	0	-1	459	-28	0	-1	0	0	0	0	0	0
	都 筑 区	307	-22	2	0	352	-23	1	1	0	-1	1	0	1	0
戸 塚 区	368	-98	1	-2	403	-124	1	0	0	0	0	0	0	-1	
栄 区	140	-13	0	0	171	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	
泉 区	208	22	0	-2	228	14	0	-1	0	-1	0	0	0	-2	
瀬 谷 区	294	28	2	1	323	26	0	0	1	1	1	0	1	0	
計		5,416	-274	21	-1	6,124	-385	9	2	3	0	7	0	5	-6

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組



共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- ・地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- ・各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- ・衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- ・自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- ・交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- ・子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- ・関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- ・反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- ・交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- ・キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
 - ・交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
 - ・ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ※ ハンドルキーパー運動とは・・・「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。



教育関係

- ・夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
- ・自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。



道路管理者・鉄道事業者

- ・交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
- ・道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- ・夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- ・歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- ・事故を起した時の責任の重大さなどについて周囲の人と話し合いましょう。
- ・飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出は車両で出かけないようにお互いに声をかけ合い、注意し合いましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045(671)2323

令和 4 年 11 月 21 日

各地区連合町内会
自治会町内会長 様

横浜市水道局
菊名水道事務所長 山口 達也

水道メーター検針等の受託事業者の変更について

平素より、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 1 月 1 日から都筑区における水道メーター検針業務及び料金
整理業務の受託事業者が、株式会社トーエルから株式会社宅配横浜に変更とな
ります。

つきましては、【別紙】の内容について、各自治会・町内会の皆様に周知くだ
さいますよう、よろしくお願いいたします。

担当 菊名水道事務所
原田、植村、齊藤

TEL 531-3659

(受付時間：平日 8：45～17：00)

都筑区のお客さまへ

水道メーター検針等の受託事業者の変更について

平素より、横浜市水道事業に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、都筑区において、令和5年1月1日から、水道メーター検針業務、料金整理業務及び引越し等に伴う水道ご使用開始業務を履行する事業者が、「株式会社トーエル」から「**株式会社宅配横浜**」に変更となります。

引き続き、お客さまサービスの向上に努めてまいりますので、お客さまの御理解と御協力をお願いいたします。

令和4年11月



株式会社宅配横浜 ユニホーム

※ 受託事業者は、水道局が貸与した「腕章」を身に付けています。

【お問合せ先】 横浜市水道局お客さまサービスセンター

☎：847-6262／Fax：848-4281



119情報

区連会11月定例会説明資料
令和4年11月21日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和4年		令和3年		累計前年比 増△減
		10月	累計	10月	累計	
火 災 件 数 (件)		1	22	2	30	△ 8
火災種別	建 物 火 災 (件)	0	14	1	19	△ 5
	車 両 火 災 (件)	1	5	1	3	2
	そ の 他 の 火 災 (件)	0	3	0	8	△ 5
焼 損 面 積 (㎡)		0	383	0	71	312
死 者 (人)		0	2	0	0	2

【10月中 1件】

10月20日(木) 茅ヶ崎南二丁目 車両火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和4年		令和3年		累計前年比 増△減
		10月	累計	10月	累計	
救 急 件 数 (件)		807	8,544	733	7,000	1,544
救急種別	急 病 (件)	567	6,084	495	4,790	1,294
	交 通 事 故 (件)	50	442	53	405	37
	一 般 負 傷 (件)	148	1,473	132	1,264	209
	そ の 他 (件)	42	545	53	541	4

※ 令和4年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

消防署と消防団が連携して

『年末年始消防特別警戒』を実施します！

令和4年12月20日(火)～令和5年1月4日(水)

- ① 放火火災発生地域・時間帯における消防車での巡回警戒
- ② 大規模商業施設等への火災予防巡回
- ③ 市民の皆様への出火防止や予防救急に関する重点広報





都筑消防署からのお知らせ

消火器の 点検 交換 が必要です!!

有効期限と外観等の確認をお願いします。



※有効期限が切れているもの、
また、へこみ・キズ・サビ等が
ある場合は交換をしてください。



イラスト発行元: 一般社団法人 日本消火器工業会

暖房機器のお手入れはお済ですか？

～上手に使い、上手にお手入れをし、火災を未然に予防しよう～



イラスト発行元: 日本ガス石油機器工業会



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

〆045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会